

建築工事監理業務の手引き

沖縄県土木建築部

令和2年2月

はじめに

公共建築の品質を確保するためには、工事施工者の優れた施工技術の他に、工事監理者等の適切な工事監理が重要である。さらに近年では、技術の高度化・多様化とともに環境への配慮、構造の安全性・耐久性の向上、建設工事の安全対策が強く求められているところである。

この建築工事監理業務の手引きは、土木建築部が委託する建築工事監理業務の実施方法等を示すことにより、建築工事監理業務の受注者と調査職員（監督員）が連携した工事監理が適切に行われ、工事受注者の良質な施工が行われることによって、公共建築の品質確保に資することを目的として作成している。

建築工事監理業務の実施にあたっては、本手引きを参考として対象工事の円滑な実施と品質確保につながるよう努めて頂きたい。

目 次

第1 建築工事監理業務の概要	-----	1
1 定義		
2 工事監理業務の委託と建築基準法に基づく「工事監理者」の関係		
3 工事監理業務の範囲		
4 工事監理業務の進め方		
第2 建築工事監理業務の実施	-----	10
1 工事監理業務の「見える化」		
2 提出書類		
3 監督業務に対する工事監理業務のあり方		
4 工事監理業務の進め方の具体例		
5 提出書類の記入例		
(1) 業務計画書		
(2) 監理業務報告書		
(3) 履行報告書		
第3 参考資料	-----	36
1 工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）		
2 構造計画・施工計画の留意事項		

第1 建築工事監理業務の概要

1 定義

この手引きにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「工事監理」とは、建築士法第2条第8項において規定する「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」をいう。
- (2) 「告示上の工事監理等」とは、平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示」という。)の別添一第2項に掲げる「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」をいう。
- (3) 「工事監理業務」とは、委託する告示上の工事監理等をいう。
- (4) 「監督員」とは、沖縄県財務規則第112条第1項に規定する監督員として対象工事の工事請負契約書に基づき工事の適正な履行を確保するために必要な監督を行う者として発注者が定めた者をいう。
- (5) 「調査職員」とは、工事監理業務の受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者として契約書に基づき発注者が定めた者をいう。
- (6) 「工事の受注者等」とは、工事監理の対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (7) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、工事監理業務の受注者が定めた者をいう。
- (8) 「共通仕様書」とは、工事監理業務を委託するための共通的な業務の仕様を定めた「建築工事監理業務委託共通仕様書」をいう。

[関係規程]

建築士法

第2条

8 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。

第18条

3 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

第20条

3 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

沖縄県財務規則

第112条 契約担当者、契約担当者から監督を命ぜられた補助者又は知事から監督の委託を受けた者(以下「監督員」という。)は、必要があるときは、工事若しくは製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。)又は物件の買入れその他の契約に係る仕様書及び設計図に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれ等の書類を審査して承認しなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることがないようにするとともに、監督において特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

2 工事監理業務の委託と建築基準法に基づく「工事監理者」の関係

工事監理業務の委託において工事監理の枢要な部分（「工事と設計図書との照合及び確認」、「工事監理報告書等の提出（受注者が報告すべき内容に限る）」のすべて）を委託する場合、土木建築部では原則として工事監理業務の受注者を建築基準法上の「代表となる工事監理者」としている。

なお、監督員は地方自治法第234条の2に基づき工事の契約の適正な履行を確保するために必要な監督を行う者であり「工事監理者」とは別の立場となる。

このことから、工事監理における建築士法上の責任は工事監理業務受注者にある。

[関係規程]

建築基準法

第5条の6

- 4 建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。
5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

地方自治法

第234条の2

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

3 工事監理業務の範囲

工事監理業務の業務範囲は、次のように表現できる。

(工事監理業務) = (告示上の工事監理等) - (工事監理契約図書等の定めに基づき、委託業務に含まれる業務項目について受注者が行わないこととされている業務 (契約管理に関する事務など)

公共建築の工事監理業務においては、告示上の工事監理等に示されている業務のうち、「請負代金内訳書の検討及び報告」「工事請負契約の目的物の引渡しの立会い」「工事費支払い請求の審査」等の契約管理に関する業務や施工者への是正指示や承諾行為については、沖縄県財務規則に基づき発注者側が自ら実施し委託しないこととしている。このため、共通仕様書では工事監理業務の内容のうち発注者側が行う業務については委託業務の内容に記載しないこととしている。

公共建築の營繕事業の場合、監督業務と工事監理業務を模式的に表すと下図のように示すことができる。

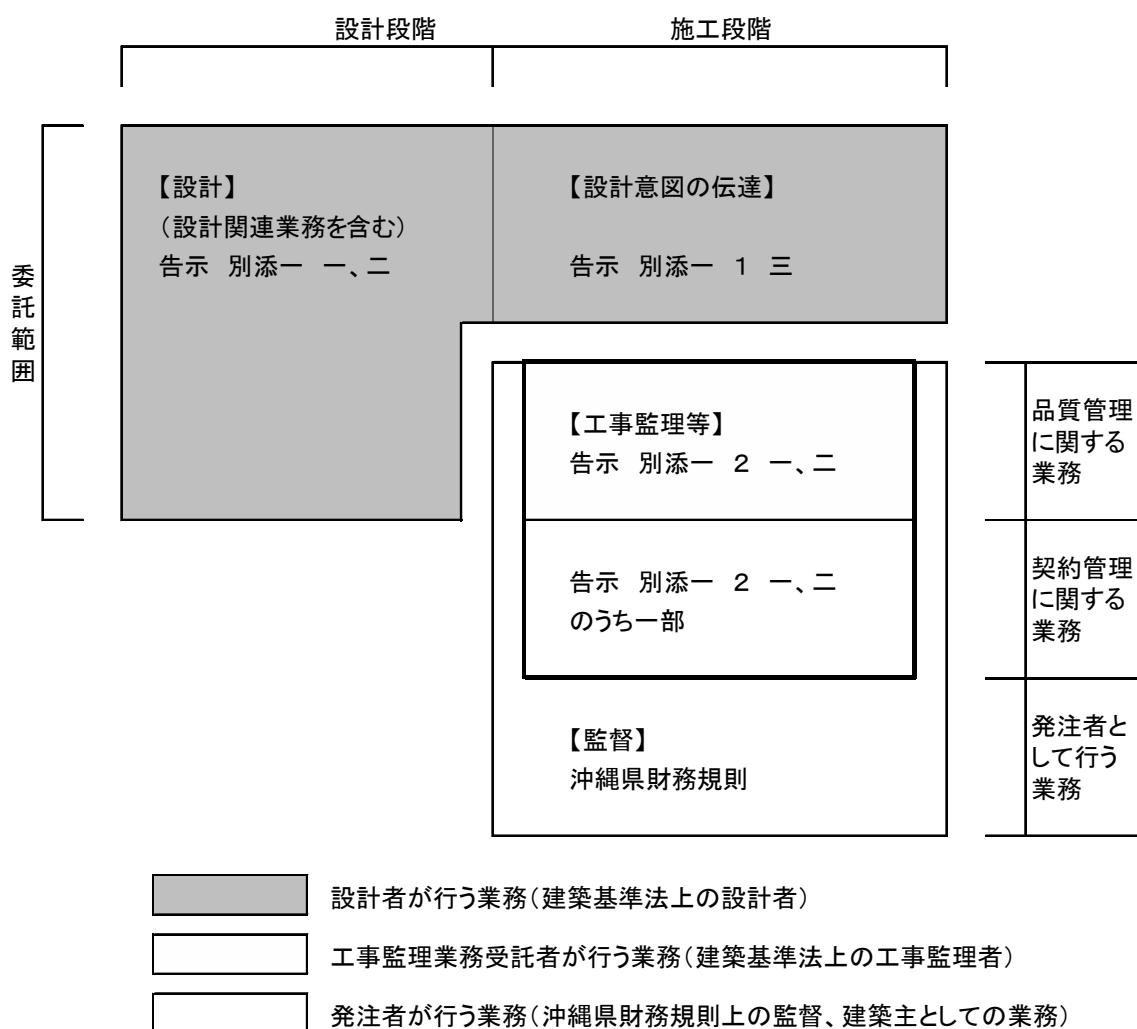


図 1 監督業務と工事監理業務

参考として共通仕様書と告示の業務内容を比較したものを以下に示す。

共通仕様書	告示 別添一
第2章 工事監理業務の内容	2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務
1 一般業務の内容	
(1) 工事監理に関する業務 ア 工事監理方針の説明等 (ア) 工事監理方針の説明 当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受ける。 (イ) 工事監理方法変更の場合の協議 当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、調査職員と協議する。	一 工事監理に関する標準業務 (i) 工事監理方針の説明 工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。 (ii) 工事監理方法変更の場合の協議 工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
イ 設計図書の内容の把握等 (ア) 設計図書の内容の把握 設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、調査職員に報告する。 (イ) 質疑書の検討 工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。	(2) 設計図書の内容の把握等 (i) 設計図書の内容の把握 設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。 (ii) 質疑書の検討 工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (ア) 施工図等の検討及び報告 a 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b a の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c b の結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、a、b の規定を準用する。 (イ) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 a 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を調査職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b a の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c b の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、a、b の規定を準用する。	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (i) 施工図等の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。

<p>エ 対象工事と設計図書との照合及び確認</p> <p>工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。</p>	<p>(4) 工事と設計図書との照合及び確認</p> <p>工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。</p>
<p>オ 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等</p> <p>(ア) エの結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p> <p>(イ) エの結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。</p> <p>(ウ) 調査職員から対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。</p> <p>(エ) 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を調査職員に報告する。</p> <p>(オ) (エ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、(ア)から(エ)までの規定を準用する。</p>	<p>(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等</p> <p>工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。</p>
<p>カ 業務報告書等の提出</p> <p>対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び調査職員が指示した書類等の整備を行い、調査職員に提出する。</p>	<p>(6) 工事監理報告書等の提出</p> <p>工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。</p>
<p>(2) 工事監理に関するその他の業務</p> <p>(通常、受注者が行わない業務)</p>	<p>二 その他の標準業務</p> <p>(1) 請負代金内訳書の検討及び報告</p> <p>工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。</p>
<p>ア 工程表の検討及び報告</p> <p>(ア) 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p> <p>(イ) (ア)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。</p> <p>(ウ) (イ)の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。</p>	<p>(2) 工程表の検討及び報告</p> <p>工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。</p>
<p>イ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告</p> <p>(ア) 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p>	<p>(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告</p> <p>設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。</p>

<p>(イ) (ア)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。</p> <p>(ウ) (イ)の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。</p>	
<p>ウ 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等</p> <p>(ア) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告</p> <p>a 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p> <p>b a の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。</p> <p>c 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員に報告する。</p> <p>d c の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、a から c の規定を準用する。</p>	<p>(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告</p> <p>(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告</p> <p>工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与える、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。</p>
<p>(イ) 工事請負契約に定められた指示、検査等</p> <p>工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告する。また、工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。</p> <p>(ウ) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査</p> <p>工事の受注者等の行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、調査職員に報告し、調査職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。</p>	<p>(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等</p> <p>工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。</p> <p>(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査</p> <p>工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。</p>
<p>(通常、受注者が行わない業務)</p>	<p>(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い</p> <p>工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。</p>
<p>エ 関係機関の検査の立会い等</p> <p>建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。</p>	<p>(6) 関係機関の検査の立会い等</p> <p>建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。</p>
<p>(3) 追加業務の内容</p> <p>追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受注者は調査職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。</p>	

4 工事監理業務の進め方

工事監理業務を進めるにあたって、工事監理業務の受注者には対象工事における十分な技術的知見が求められているところである。また、監督員をはじめとした工事監理関係者との連携が必要であることから以下に工事監理業務の進め方に関する考え方を示す。

(1) 工事監理関係者の役割

① 監督員（発注者側）の役割

監督員は、工事の受注者等に対して必要な監督を行うほか、調査職員（設計担当）、工事監理業務の受注者、工事の受注者等のそれぞれの業務の把握、各関係者間の調整、指示、指導等を適切に行い、工事の進捗や予算に支障がないようにしなければならない。特に工事の関係者の数が増えるほど、その情報の伝達や承諾等に時間要することになるため、工程管理や品質の確保のためには、関係者間の意思疎通が十分に行なわれることが重要である。監督員は、各担当者の技術力や業務の進め方を考慮し、現場で発生した問題や質疑、変更事項が生じたときも迅速に調査、検討を行い、的確な対応を図る必要がある。

② 工事監理業務の調査職員・検査職員の役割

工事監理業務の調査職員は、受注者より提出された業務計画書に基づき業務計画の内容の把握を行い、計画通りに適切に業務が履行されているかを確認し、契約図書に示された指示、承諾、回答、協議及び受理を適切に行い、円滑に業務が実施されるようにしなければならない。また、検査職員は、契約図書、仕様書等の記載内容と業務の状況について照合し、確認及び検査を行う必要がある。

③ 工事監理業務の受注者の役割

工事監理業務の受注者は、設計内容を把握し、設計図書に照らした施工図等の検討・報告や工事と設計図書との照合及び確認等を行い、工事監理報告書等の提出を行うことである。工事監理業務のうち「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示するものとして、「工事監理ガイドライン（平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課）」が策定されているので活用すること。

また、建築基準法上の工事監理者となる工事監理業務の受注者は、工事の適正な履行を確保するために指導監督を行う監督員と連携して工事の品質を確保する役割を担っている。

(2) 工事監理業務の受注者に求められる能力

工事監理業務の役割を果たすためには、設計図書等から設計内容を理解し、設計図書等の誤りや脱漏を見分ける能力に加え、品質を確保する観点から生じる技術的な問題を解決するための豊富な知識と経験が必要である。

(3) 工事監理業務の適正な履行の確保

工事監理業務の適正な履行の確保のためには、調査職員と工事監理業務の受注者との間で、当該業務着手前に業務の実施方針（業務内容、重点工事監理項目の扱い、発注者側との分限、会議体の運営、事務処理の手続き等）や工事の受注者等との応対のルール化等についての共通認識を形成することが必要である。工事監理業務の受注者は、これらを踏まえた業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

工事監理業務を効率的に進めるためには、当該業務の中でも特に重要な工事監理項目を

設定するなどして、業務の重点化を図る必要がある。また、各々の監理項目に対して発注者側が担う役割と工事監理業務の受注者が担う役割について両者で予め確認しておくことは工事監理業務の適正な履行の確保に有用である。

表1 告示上の工事監理等における監督員・工事監理業務の受注者の関わり（参考例）

	業務の内容		監督員 (発注者)	工事監理業 務の受注者
工事監理に関する標準業務	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明		○
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議		○
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	○	○
		(ii) 質疑書の検討	○	○
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告		○
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告		○
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認			○
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		○	○
	(6) 工事監理報告書等の提出		○	○
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		○	
その他の標準業務	(2) 工程表の検討及び報告			○
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告			○
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○	○
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	○	○
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査		○
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		○	
	(6) 関係機関の検査の立会い等		○	○
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査		○	
	(ii) 最終支払い請求の審査		○	

凡例：○ 担当

(4) 現場運営の円滑化

建築工事は、建築、電気、機械など複数の工種の連携の上に進められるため、工事関係者の情報共有は不可欠である。そこで下記に意思決定の迅速化及び現場の運営の円滑化に向けたいくつかの手法を示す。

① 現場統括者の明確化

現場で発生する情報や意思決定事項について、必要な情報を必要な者に伝達するための交通整理を行う現場統括者を明確にすることが必要である。なお、発注者側の監督員が現場統括者となることが望ましいが、場合によっては工事監理業務の受注者がその役割を担うこととも考えられる。

② 工事監理における業務方針の提示

監督員、工事監理業務の受注者は、設計内容や重点工事監理項目の内容等の品質確保に関する事項について確認・協議の上で、現場統括者が工事監理方針を工事の受注者等に提示することが考えられる。

③ 関係者が一堂に会する場の設置

現場運営の円滑化等には、対面型のコミュニケーションが有効であり、必要に応じて効率的に関係者が一堂に会する場を設ける。

④ C A L S / E C (情報共有システム) の活用

I T 機器の利用環境が確保され、工事目的物の品質を確保するための手段として有効である場合には、C A L S が有用と考えられる。

⑤ 早期の調整事項の把握及び問題解決の迅速化

設計図書や対象工事や関連工事に関する調整が滞ると現場の進捗に多大な影響を与えることから、工事監理業務の受注者は、定例会議において検討する工程の調整事項の早期把握に努め、問題解決の迅速化を図る。

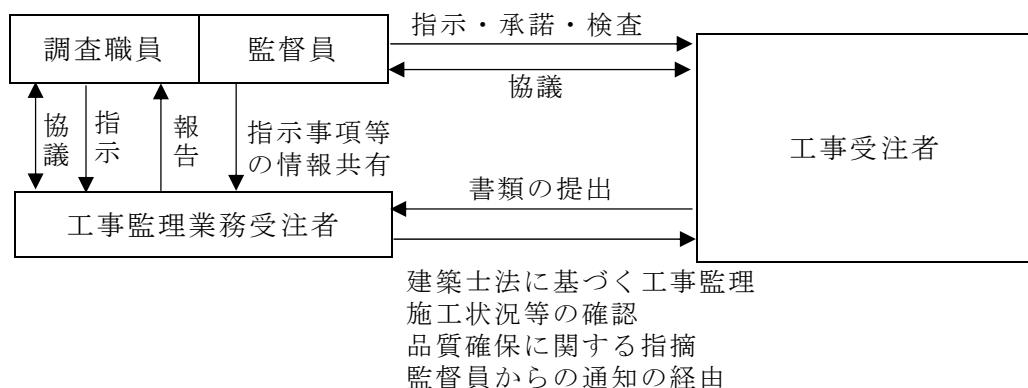


図 2 工事関係者の相関図

第2 建築工事監理業務の実施

1 工事監理業務の「見える化」

工事監理業務の受注者に求められていることは、適切な業務の実施とその内容の「見える化」である。具体的には仕様書に定められた報告事項を調査職員へ提出することや打合せ記録簿等の整理である。

2 提出書類

業務の「見える化」における工事監理業務の提出書類を下記に示す。

①着手時

提出書類	留意事項
(1) 着手届	
(2) 管理技術者通知書	契約後 14 日以内に提出
(3) 管理技術者の経歴等	
(4) 月間業務計画書	着手月の業務計画を記載する。
(5) 業務一部再委託承諾願	協力事務所へ業務の一部を委任する場合に提出

②業務計画書（契約後 14 日以内に提出）

項目	内容
業務計画書	表紙（指定様式）
1 業務一般事項	(1)業務の目的 (2)業務計画書の適用範囲 (3)業務計画書の適用基準類
2 業務工程計画	(1)業務工程計画（指定様式）※ (2)対象工事の実施工程表（写し）
3 業務体制	（指定様式） (1)業務監理体制系統図※ (2)管理技術者の経歴等 (3)主任担当技術者の経歴等（業務体制により作成） (4)担当技術者の経歴等（業務体制により作成） (5)協力事務所の名称等（業務体制により作成）
4 業務方針	記載内容の項目例 (1)業務の実施工程方針 (2)業務運営計画 (3)重点工事監理項目

指定様式のうち※印のものは、同様の内容の記載があれば調査職員との協議により任意書式でも提出可能とする。（以下同じ。）

③工事監理業務の実施結果の報告（随時）

調査職員に報告するものとして仕様書に定められた工事監理業務について、管理技術者は当該業務の実施後速やかに監理業務報告書を調査職員に提出すること。「対象工事と設計図書との照合及び確認」の報告にあたっては、「工事監理ガイドライン（国土交通省住宅局建築指導課）」や「建築工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）」等を参考に対象工事と設

計図書との照合及び確認を行い、その結果を記載すること。

なお、工事の進捗に支障を及ぼすような事案が生じた場合や生じるおそれがある場合は、管理技術者は直ちに調査職員や監督員へ連絡するなど適切な対応を取ること。

また、調査職員と対象工事の監督員が異なる場合は、調査職員は対象工事の監督員と当該報告書の内容について情報共有を図り、監督員は必要に応じて、工事の受注者へ指示・承諾等を行うこととする。

提出書類	留意事項
(1) 監理業務報告書	指定様式
(2) 添付書類	必要に応じて添付する。 <ul style="list-style-type: none">・工事の受注者等からの提出書類 (施工計画書、施工図、品質管理記録など)・手直し状況の写真（指定様式） <p>工事の施工に関し、工事の受注者等に手直しを求めた場合の結果の報告に添付する。</p>

[参考] 共通仕様書に定めのある報告事項

項目	報告事項
1 設計図書の内容の把握等 (1) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、調査職員に報告する。
(2) 質疑書の検討	工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。
2 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (1) 施工図等の検討及び報告	a 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b a の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c b の結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、a、b の規定を準用する。
(2) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	a 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を調査職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b a の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c b の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、a、b の規定を準用する。
3 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	a 対象工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 b 対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 c 調査職員から対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。 d 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める

	<p>品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を調査職員に報告する。</p> <p>e d の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、a から d までの規定を準用する。</p>
4 工程表の検討及び報告	<p>a 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p> <p>b a の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。</p> <p>c b の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、a、b の規定を準用する。</p>
5 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	<p>a 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p> <p>b a の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。</p> <p>c b の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、a、b の規定を準用する。</p>
6 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等 (1) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告	<p>a 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。</p> <p>b a の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。</p> <p>c 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員に報告する。</p> <p>d c の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、a から c の規定を準用する。</p>
(2) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告する。また、工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。
(3) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事の受注者等の行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、調査職員に報告し、調査職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。
7 関係機関の検査の立会い等	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。

④履行報告書（毎月）

提出書類	留意事項
(1) 履行報告書	表紙（指定様式）
(2) 業務対象工事進捗状況報告書	指定様式
(3) 月間業務報告書	指定様式※
(4) 月間業務計画書	指定様式※
(5) 打合せ記録の概要	先月に行った打合せの日付、議事、結果等をまとめたもの

工事監理業務の受注者は、業務対象工事の月末の進捗状況をとりまとめ、「業務対象工事進捗状況報告書」を作成する。対象工事の進捗が遅れている場合は、その理由と対応策を記載すること。また、工事の進捗において、監督員の指示・承諾等が必要な事項があれば、その内容を記載すること。

「月間業務報告書」は、先月作成した月間業務計画書について、工事施工や工事監理等の実施状況を記載すること。

「月間業務計画書」は、予定している工事施工や工事監理の実施項目を記載する。監督員の承諾や立会い等の予定がある場合は、その内容を記載すること。

3 監督業務に対する工事監理業務のあり方

土木建築部では、工事の監督に関し必要な事項を定めた「沖縄県土木建築部工事監督要領」を策定するとともに、「沖縄県土木建築部建築工事等監督技術的基準」により監督業務の適切な実施を図っているところである。

工事監理業務の受注者は、告示上の工事監理等の枢要な部分を委託されており、施工計画や施工図の検討、工事と設計図書との照合及び確認など工事の品質管理において重要な役割を担っている。

監督員の監督業務の適切な実施においては、工事監理業務の受注者からの報告は不可欠であることから、互いの役割を常に認識しておくことが必要である。

参考として監督業務に対する工事監理業務のあり方を以下に示す。

監督業務		工事監理業務のあり方	
指示	・工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させる。	←	・工事の品質確保に関して指摘する。 ・監督員の指示が必要な事項があれば、その内容を調査職員へ報告する。
承諾	・契約図書で明示された事項で工事の施工上必要な事項について、書面により了解する。	←	・工事の受注者からの提出書類を確認し、その結果を報告する。
協議	・書面により工事の受注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得る。	←	・協議事項に関し専門的な立場で監督員に対して助言を行う。
受理	・提出書類を受け取り、その内容を把握する。	←	・工事の受注者からの提出書類を確認し、その結果を報告する。
検査	・工事の受注者から提出された品質管理記録に基づき、設計図書との適合を判断する。	←	・検査対象の施工に立会うなど、工事の受注者が作成する品質管理記録が適切なものとなるよう監理する。
把握	・施工状況、使用材料、提出書類の内容等について、契約図書との適合を認識する。	←	・施工状況、使用材料、提出書類の内容等について、契約図書との適合を確認する。
立会い	・契約図書に示された項目について、施工場所へ臨場し、内容を確かめる。	←	・工事監理ガイドラインを参考に施工に立会い、対象工事の品質確保に努める、その結果を報告する。 ・監督員の立会いが必要な工程を把握し、工程表に明示する。

調整	・関連する工事の工程等について、相互に支障がないよう協議し、必要事項を工事の受注者に指示する。	←	・業務対象工事の工程や施工方法について工事の受注者や監督員と意見を交わす。
試験	・契約図書に示された試験方法の承諾、試験の立会い、試験結果の検査を行う。	←	・契約図書に示された試験に立会い、その結果を報告する。

(補足)

- (1) 「監督業務」は、沖縄県土木建築部建築工事等監督技術基準の「監督の方法」の内容に準じて記載している。(「試験」を除く。)
- (2) 「←」は、提出された監理業務報告書により監督員を補助していることを示している。

参考として、公共建築工事標準仕様書（平成31年版）において、「監督職員の立会い」と位置づけられているものを下記に示す。

ア 建築工事編

1章 各章共通事項	4節 材料	1.4.5 材料の検査に伴う試験	(3) 試験は、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
	5節 施工	1.5.7 施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
4章 地業工事	2節 試験及び報告書	4.2.1 試験一般	(2) 試験は、監督職員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督職員と協議する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

イ 建築改修工事編

1章 各章共通事項	4節 材料	1.4.5 材料の検査に伴う試験	(3) 試験は、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
	6節 施工	1.6.7 施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
8章 耐震改修工事	28節 土工事及び地業工事	8.28.4 地業工事	(2) 試験及び報告書 (ア) 試験一般 (ブ) 試験は、監督職員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督職員と協議する。 ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
9章 環境配慮改修工事	1節 石綿含有建材の除去工事	9.1.3 石綿含有吹付け材の除去	(4) 確認及び後片付けは、次による。 (イ) 除去が十分行われたことを、原則として、監督職員の立会いのもと、確認する。

ウ 電気設備工事編

第1編 一般共通事項	第1章 一般事項	第5節 施工	1.5.5 施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
第2編 電力設備工事	第2章 施工	第18節 施工の立会い及び試験	2.18.1 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.18.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。
第3編	第2章 施工	第3節 施工の	2.3.1 施工の	(1) 施工のうち、表2.3.1において監督職員の

受変電設備工事		立会い及び試験	立会い	指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。
第4編 電力貯蔵設備工事	第3章 施工	第3節 施工の立会い及び試験	3.3.1 施工の立会い	(1) 施工のうち、表3.3.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。
第5編 発電設備工事	第2章 施工	第7節 施工の立会い及び試験	2.7.1 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.7.1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。
第6編 通信・情報設備工事	第2章 施工	第28節 施工の立会い及び試験	2.28.1 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.28.1について、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。
第7編 中央監視制御設備工事	第2章 施工	第3節 施工の立会い及び試験	2.3.1 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2.3.1について、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むのに先立ち監督職員の立会いを受ける。

工 機械設備工事編

第1編 一般共通事項	第1章 一般事項	第5節 施工	1.5.6 施工の立会い	1.5.6 施工の立会い (1) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。 (ア) 設計図書に定められた場合 (イ) 主要機器を設置する場合 (ウ) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合 (エ) 総合調整を行う場合 (オ) 監督職員が特に指示する場合
第2編 共通工事	第2章 配管工事	第5節 管の接合	2.5.7 ステンレス鋼管	(2) 溶接接合は、次によるほか、2.5.17「溶接接合」の当該事項による。 (イ) 溶接作業は、原則として、工場で行う。ただし、現場溶接する場合は、TIG自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は、監督職員の立会いを受けて行う。
第7編 さく井設備工事	第1章 一般事項	第1節 総則	1.1.1 一般事項	(4) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。ただし、同一工法の場合で監督職員の承諾を受けた場合は省略することができる。 (ア) 揚水井の場合 (a) 掘さく完了後の深度確認 (b) ケーシング及びスクリーンの据付けを行う場合 (c) 砂利充填を行う場合 (イ) 地中熱交換井の場合 (a) 掘さく完了後の深度確認 (b) 地中熱交換器の挿入を行う場合 (c) けい砂等の充填を行う場合

4 工事監理業務の進め方の具体例

工事監理業務の実施にあたっては、管理技術者の持つ技術的知見をもとに適切に行われているものであるが、調査職員と工事監理業務の受注者双方の認識の共有と工事監理業務の質の確保を図るため、工事監理業務の進め方の具体例を下記に示す。

(1) 設計図書の内容の把握等

①設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾や誤謬、技術的な問題点等を発見した場合は、その内容をとりまとめ調査職員へ報告する。また、設計図書に関する質疑及び提案等がある場合は、調査職員と協議する。

- ・各図面の整合性、設備・配管等の納まり
- ・適用基準との整合性
- ・法手続き、官庁調整事項（警察署、消防署、土木事務所、電気・水道関係機関等）
- ・特殊材料、特殊工法の有無（製作メーカーの限定有無、納期条件等）
- ・特記事項（指定部分、部分使用、残土仮置き場、産廃処理特殊事情等）
- ・その他工事監理上特に留意すべき事項の把握

②質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑が提出された場合、設計図書に定められた品質確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。

(2) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

①施工図等の検討及び報告

工事の受注者等から提出される施工図、製作見本、見本施工等が設計図書の内容について適合しているかの検討を行い、調査職員に報告する。

- ・施工図と施工計画書の整合性
- ・適用基準との整合性
- ・総合図や関連工事との整合性

②工事材料、設備機器等の検討及び報告

工事の受注者等から提出される使用材料、設備機器等や見本について、設計図書の内容に適合しているかの検討を行い、調査職員に報告する。

使用材料等について事前に工事の受注者等に指示すべきものがある場合は、指示すべき内容を調査職員に報告する。

- ・使用材料等の品質・仕様
- ・指示や承諾の内容との整合

(3) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

工事が設計図書の内容に適合しているかの確認を行う。その方法については、試験成績書、製造所検査報告書、工事受注者による施工報告書等の書類検査及び現場立会い検査、工場立会い検査等、対象工事に応じた合理的方法により行い、その結果を調査職員へ報告する。

確認項目及び確認方法については、調査職員の指示、監督員の指示書・承諾書、協議結果の内容、工事監理ガイドライン、建築工事監理指針等に基づいて行う。

なお、工事が安全管理及び品質確保に関して重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、直ちに現場代理人に工事中断を指示し、監督員と対応を協議する。

(4) 工程表の検討及び報告

工事の受注者から提出される工程表について工期及び品質が確保できるかどうかについて検討し、調査職員に報告する。

- ・各工事・工種の品質確保に必要な期間
- ・概成工期及び引渡し時期との整合
- ・指定部分、部分使用にかかる工期
- ・監督員や関係機関の検査の時期
- ・施工計画書や施工図などの提出時期や監督員の承諾の期限

(5) **設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告**

工事の受注者から提出される施工計画について工期及び品質が確保できるかどうかについて検討し、調査職員に報告する。

- ・施工方法、使用材料、使用機材
- ・施工担当者の資格
- ・品質管理の体制・方法

(参考書籍)

- ・公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）
- ・公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
- ・公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）

発行 一般財団法人 公共建築協会

5 提出書類の記入例

共通第5号様式

令和 年 月 日

(発注者)

沖縄県知事(または○○事務所長) ○ ○ ○ ○ 殿

(受注者)

住 所
商 号
氏 名

印

業 務 計 画 書

令和 年 月 日付で契約した次の業務について、下記のとおり業務計画書を提出します。

委託業務の名称 :

記

No	内容	備考 (ページ等記入)
1	業務一般事項	
2	業務工程計画	監理第2号様式
	対象工事の実施工程表(写し)	
3	業務体制	
	(1) 業務管理体制系統図	建設第1号様式
	(2) 管理技術者の経歴等	共通第4号様式(別紙)
	(3) 主任担当技術者の経歴等	建設第2号様式
	(4) 担当技術者の経歴等	建設第3号様式
	(5) 協力事務所の名称等	建設第4号様式
4	業務方針	
5	その他	
	(1) 対象工事関係者一覧	

1 業務一般事項

(1) 業務の目的

本業務は、対象工事について良好な施工品質を確保するため、仕様書記載の対象工事が設計図書のとおりに施工されているか、工期内に遅滞なく完成するか等を確認するとともに、関係機関との調整や経過の記録等、契約図書に記載される内容に基づき、工事監理業務を行う。

(2) 業務計画書の適用範囲

ア 施設概要

(ア) 対象施設名称 ○○庁舎

(イ) 敷地の場所 ○○市○○

(ウ) 施設用途 業務施設（事務所等）

(エ) 規模構造 延べ面積 ○○m² RC造 地上○階・地下○階

イ 業務対象工事の概要（※対象工事が未契約の場合は、発注予定工事名称のみ記入）

(ア) ○○○○工事（建築）

工事請負者 ○○建設（株） 工期 令和○○年○○月○○日まで

(イ) ○○○○工事（電気）

工事請負者 ○○電設（株） 工期 令和○○年○○月○○日まで

(ウ) ○○○○工事（機械）

工事請負者 ○○設備（株） 工期 令和○○年○○月○○日まで

ウ 特記事項

(ア) 指定部分等

a 指定部分

部位 ○○○○ 工期 令和○○年○○月○○日まで

b 部分使用

部位 ○○○○ 工期 令和○○年○○月○○日まで

(イ) 制約条件等

a 通行規制

b 作業時間

(ウ) その他

a 引渡時期

当施設は、令和○○年○○月○○日までに引渡しを行うものとする。

(3) 業務計画書の適用基準等

ア 共通

・電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）

・工事監理ガイドライン（平成21年）

イ 建築

・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） [平成○○年版]

・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） [平成○○年版]

- ・公共建築木造工事標準仕様書〔平成〇〇年版〕
- ・建築物解体工事共通仕様書〔平成〇〇年版〕
- ・建築工事監理指針〔令和〇〇年版〕
- ・建築改修工事監理指針〔令和〇〇年版〕
- ・構造計画・施工計画の留意事項〔平成25年4月〕
- ・

ウ 設備

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）〔平成〇〇年版〕
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）〔平成〇〇年版〕
- ・電気設備工事監理指針〔令和〇〇年版〕
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）〔平成〇〇年版〕
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）〔平成〇〇年版〕
- ・機械設備工事監理指針〔令和〇〇年版〕
- ・

(4) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務計画書に記載内容の変更・追加等が生じた場合は、業務計画書の変更を行う。その際、業務計画書の巻末に変更、追加の概要及び変更、追加した日時を記述した変更履歴をその都度追記していく。

2 業務工程計画

業務名：

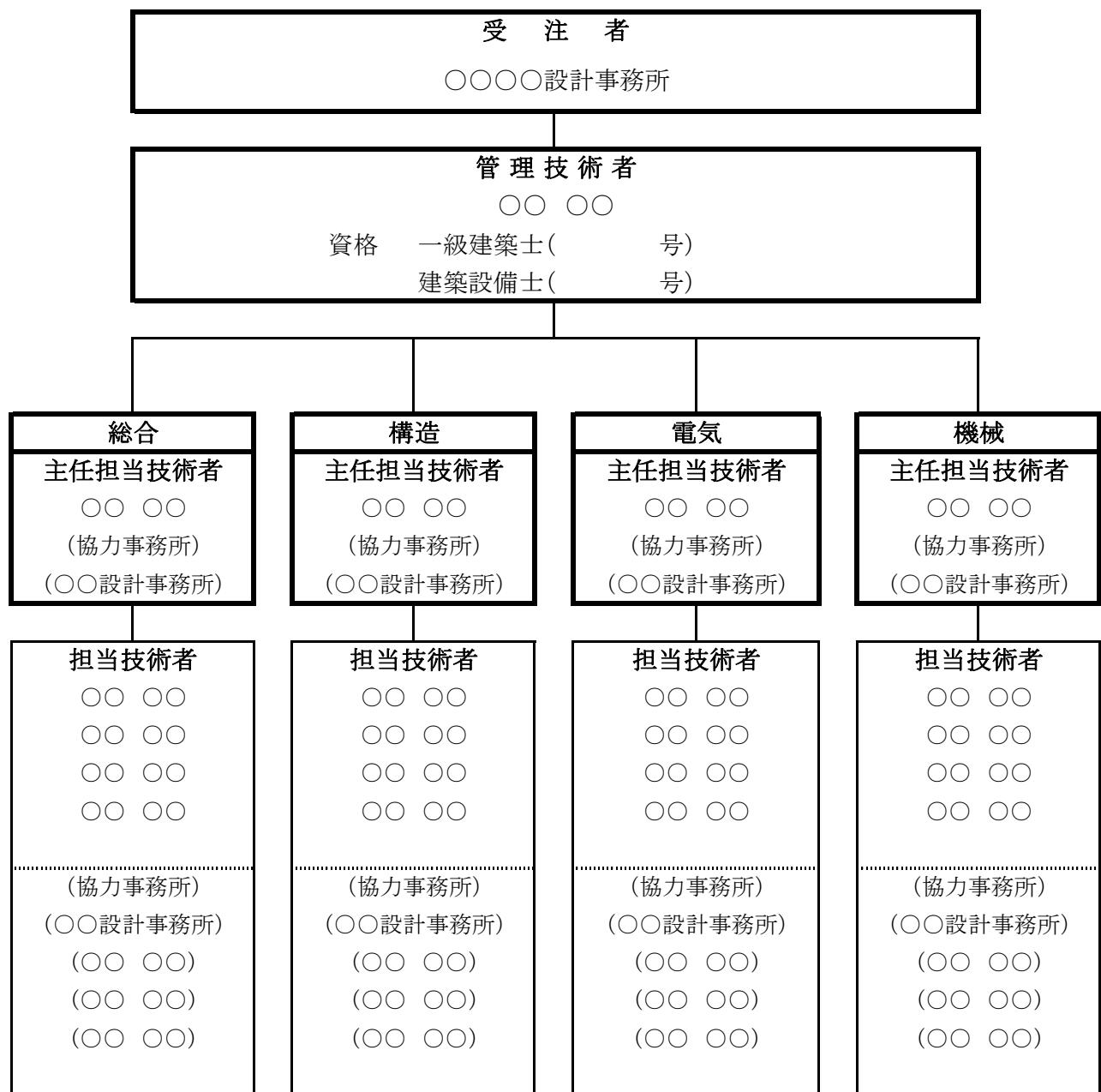
対象工事名：

事項	月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施工内容	1 11 21 1 11 21 1 11 21 1 11 21 1 11 21 1 11 21 1 11 21 1 11 21 1 11 21 1 11 21												
外部													
建築工事													
RF													
4F													
3F													
2F													
1F													
地下													
工事													
機械工事													
電気工事													
設計図書の内容把握 施工図等の検討													
工事と設計図書との 照合及び確認													
工事監理													
その他													

- 完了検査立会(建築基準法)
- 検査立会(消防法)

※工事工程表の写しを添付すること。

業務管理体制系統図



※各技術者の経歴等は別紙のとおり

(記入要領)

- (1) 協力事務所の技術者の場合は、「協力事務所」と「事務所名」をかつて書きで記載のうえ、担当技術者名を記載すること。
- (2) 系統図は、受託業務に応じて適宜改変すること。

管理技術者の経歴等

① 氏名 ○○ ○○	② 生年月日 年 月 日				
③ TECRIS/PUBDIS技術者ID	④ 実務経験年数 年				
⑤ 所属・役職 ○○株式会社 ○○					
⑥ 最終学歴 ○○○○(○○学科)	年 月 卒業				
⑦ 保有資格等					
・ 登録番号:	取得年月日: 年 月 日				
・ 登録番号:	取得年月日: 年 月 日				
⑧ 同種又は類似業務の実績					
業務名(登録番号)	発注者	受注形態	業務経歴		
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
⑨ 手持業務の状況(令和 年 月 日現在の手持の業務)			合計	件	
業務名	発注者	受注形態	業務経歴		履行場所
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似	年 月から 年 月まで (として従事)	

※ 管理技術者は、受注者又は受注者が法人の場合はその法人に属する者とする。

上の者は、 建築工事監理業務 に関し記載したとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

(証明者)

住 所

商 号

氏 名

印

※保有資格等を証明する書類の写しを添付すること。

主任担当技術者の経歴等

		担当分野		
① 氏名	○○ ○○	② 生年月日	年 月 日	
③ PUBDIS技術者ID		④ 実務経験年数	年	
⑤ 所属・役職	○○株式会社 ○○			
⑥ 最終学歴	○○○○(○○学科)	年 月	卒業	
⑦ 保有資格等	登録番号: 取得年月日: 年 月 日 登録番号: 取得年月日: 年 月 日			
⑧ 同種又は類似業務の実績				
業務名(登録番号)	発注者	受注形態	業務経歴	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 から 年 月まで ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 から 年 月まで ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 から 年 月まで ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 から 年 月まで ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 から 年 月まで ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 から 年 月まで ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 から 年 月まで ・類似 (として従事)	
⑨ 手持業務の状況(令和 年 月 日現在の手持の業務)			合計 件	
業務名	発注者	受注形態	業務経歴	履行場所
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似 (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似 (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似 (として従事)	

上の者は、建築工事監理業務に關し記載したとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

(証明者)

住 所

商 号

氏 名

印

※保有資格等を証明する書類の写しを添付すること。

担当技術者の経歴等

		担当分野		
① 氏名	○○ ○○	② 生年月日	年 月 日	
③ PUBDIS技術者ID		④ 実務経験年数	年	
⑤ 所属・役職	○○株式会社 ○○			
⑥ 最終学歴	○○○○(○○学科)	年 月	卒業	
⑦ 保有資格等	登録番号: 取得年月日: 年 月 日 登録番号: 取得年月日: 年 月 日			
⑧ 同種又は類似業務の実績				
業務名(登録番号)	発注者	受注形態	業務経歴	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 从事年月 ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 从事年月 ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 从事年月 ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 从事年月 ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 从事年月 ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 从事年月 ・類似 (として従事)	
(PUBDIS)		・単独 ・共同体 ・協力事務所	・同種 从事年月 ・類似 (として従事)	
⑨ 手持業務の状況(令和 年 月 日現在の手持の業務)			合計 件	
業務名	発注者	受注形態	業務経歴	履行場所
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似 从事年月 (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似 从事年月 (として従事)	
		・単独 ・共同体	・同種 ・類似 从事年月 (として従事)	

上の者は、建築工事監理業務に關し記載したとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

(証明者)

住 所

商 号

氏 名

印

※保有資格等を証明する書類の写しを添付すること。

協力事務所の名称等

事務所名		代表者名	
所在地		分担業務分野	
協力を受ける 理由及び 具体的な内容			

事務所名		代表者名	
所在地		分担業務分野	
協力を受ける 理由及び 具体的な内容			

事務所名		代表者名	
所在地		分担業務分野	
協力を受ける 理由及び 具体的な内容			

事務所名		代表者名	
所在地		分担業務分野	
協力を受ける 理由及び 具体的な内容			

4 業務方針

(1) 業務の実施方針

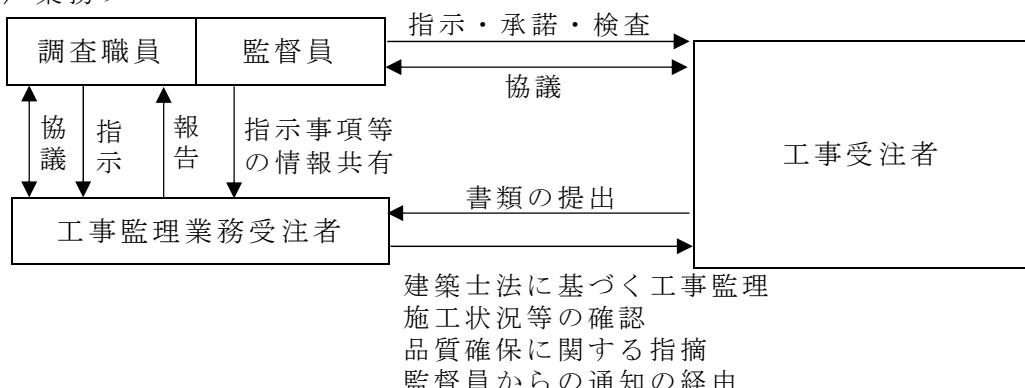
- ・工事監理仕様書に記載の業務内容を十分に把握し、確実に実施する。
- ・設計図書の内容を十分に精査し、必要に応じて補足説明の資料等を整備し、設計意図や根拠、要求性能等について、工事の受注者等に説明を行う。
- ・設計条件、各種基準、関係法令、採用工法・機器・材料、施工方法・仮設計画等に関し、業務の遂行及び品質の向上に必要な最新情報の収集に努める。
- ・業務方針や監理方法について、適時に、自主的な提案を行い品質の向上を図る。
- ・施工体制及び工程表の検討にあたっては、適切な能力・人員体制、工区設定等により、計画 工程の進捗上、合理的で支障がないかを確認し、必要に応じ工事の受注者等と協議を行う。
- ・関係者との連絡を密にし、逐次、書面等により最新情報を共有して業務をすすめる。

(2) 業務運営計画

ア 工事監理業務の進め方

- (ア) 業務対象工事の受注者から監督員へ提出される書類は、原則として管理技術者が確認を行い、監理業務報告書を添えて調査職員へ提出する。
- (イ) 業務対象工事に係る協議事項で監督員の承諾や指示が必要なものは、管理技術者は監督員に対し適切な助言を行う。
- (ウ) 業務対象工事の品質確保に係るもので監督員の承諾や指示が不要なものは、管理技術者または担当技術者は業務対象工事の現場代理人に対し必要な指示を行い、これに係る監理業務報告書を調査職員へ提出する。

(エ) 業務フロー



イ 会議の開催方法

(ア) 総合施工会議

出席者 施設管理者、監督員、業務受注者、工事受注者
開催時期 每月第〇〇曜日 〇〇:〇〇 (現場事務所)
議題 各工事の進捗状況、月間工程表、連絡事項
役割分担 管理技術者を中心に会議を行う。議事録は工事受注者側で作成する。

(イ) 施工会議

出席者 監督員、業務受託者、工事受注者
開催時期 毎週〇曜日 〇〇:〇〇 (現場事務所)

- ただし、第〇〇曜日は総合施工会議とする。
- 議題 前回議事の確認、週間工程表、連絡事項
役割分担 管理技術者を中心に会議を行う。議事録は工事受注者側で作成する。
- (ウ) 施工打ち合わせ
- 出席者 業務受注者、工事受注者、関係する下請け業者等
開催時期 必要に応じて開催する。
- 議題 施工における取り合い調整など
役割分担 管理技術者を中心に会議を行う。議事録は工事受注者側で作成する。

会議に出席できない者がいる場合は、議事録を電子メール等により欠席者へ送付することとする。早急に対応する必要がある場合は、緊急連絡網等にて速やかに連絡を取り対応する。

ウ 立会い検査等

立会検査等は以下の項目を基本とするとともに、工事監理ガイドラインを遵守する。なお、施工状況や材料等の確認は建築工事監理指針を始め、契約図書のとおり施工されているかを確認する。

- ・材料受入検査
- ・配筋検査
- ・鉄骨工場検査
- ・中間検査・出来形確認検査
- ・その他各種検査（含水量、引抜検査等）
- ・工事監理者による完了時検査
- ・法令に基づく検査の立会い（建築基準法完了検査等）
- ・竣工検査の立会い

(3) 重点工事監理項目

- ・工事の安全対策
- ・施工計画書、総合図、施工図、工事材料、設備機器の契約図書との整合
- ・業務対象工事の進捗状況
- ・仮設工事（遣り方、墨出し、仮設工事状況）
- ・地業工事（根切り・床付け状況、地盤の確認、試験杭施工、地業の施工状況）
- ・鉄筋工事（鉄筋の配筋状況・かぶり厚さ・継手の方法）
- ・コンクリート工事（コンクリートの品質管理・打設方法）
- ・鉄骨工事（建方管理、溶接状況）
- ・仕上げ工事（防水・屋根・内外装材の下地・仕上げ状況）

5 その他

(1) 対象工事関係者一覧

工事受注者

建築	○○工事（建築・1工区） ○○株式会社 現場代理人 ○○ 電話 メール
	○○工事（建築・2工区） ○○株式会社 現場代理人 ○○ 電話 メール
電気	○○工事（電気） ○○株式会社 現場代理人 ○○ 電話 メール
機械	○○工事（機械） ○○株式会社 現場代理人 ○○ 電話 メール

監督員

沖縄県土木建築部施設建築課	電話
建築 建築第○班 ○○	メール
電気 設備班 ○○	メール
機械 設備班 ○○	メール

施設管理者

沖縄県○○部○○課 担当 ○○班 ○○	電話 メール
------------------------	-----------

工事監理受注者

○○設計事務所 管理技術者 ○○	電話 メール
主任担当技術者	
建築 ○○	メール
電気 ○○	メール

協力事務所

○○設計事務所 機械 ○○	電話 メール
------------------	-----------

調査職員

沖縄県土木建築部施設建築課 建築第○班 ○○	電話 メール
---------------------------	-----------

監理業務報告書

業務管理体制による区分

担当分野 建築

委託業務の名称		管理技術者 ○○ ○○	担当技術者 ○○ ○○
対象工事の名称 ○○○○○工事(○○)		確認を行った者が管理技術者のみの場合は、管理技術者のみを記載する。 工区をまたがって同じ確認を行う場合は、複数の工区を記載してよい。	
実施業務			
区分 確認事項	・工事と設計図書との照合及び確認 ・土工事 ・根切り底の状態、土質及び深さ	区分の例 ・設計図書の内容把握 ・施工図等の検討 ・工事と設計図書との照合及び確認 ・工程表の検討 ・設計図書に定めのある施工計画の検討 ・工事と工事請負契約との照合、確認 ・関係機関の検査と立会等	
	・目視及び計測による立会確認 ・自主検査記録、工事写真の書類確認	確認事項・確認方法の例 ・工事と設計図書との照合及び確認の場合は、工事監理ガイドライン（国土交通省）を参考に記載する。	
確認結果	(R2. 5. 30) 設計図書のとおり施工されていることを確認 ・改善指示の結果、直ちに改善された場合は、改善指示の内容と確認結果を記載してよい。 ・改善に時間を要する場合は、改善指示の内容を報告する。 ※工事の進捗に支障を及ぼすおそれがある場合は、直ちに報告すること。		
備考	添付する書類や連絡事項があれば記載する。		

記載要領は削除する。

手直し状況写真

工事名			
手直し前			
撮影年月日	令和 年 月 日	記事	(例)○○について手直しを指示
撮影箇所			
手直し後			
撮影年月日	令和 年 月 日	記事	(例)設計図書のとおりでることを確認した。
撮影箇所			

※必要に応じて、監理業務報告書に添付すること。

令和 年 月 日

(発注者)

沖縄県知事(または○○事務所長) ○ ○ ○ ○ 殿

(受注者)

住 所

商 号

氏 名

印

履 行 報 告 書

令和 年 月 日付で契約した次の業務について 建築工事監理業務委託契約書第11条の規定に基づき、業務の履行状況を別紙のとおり、報告します。

委託業務の名称：○○工事監理業務委託

記

1 履行報告の内容：下表のとおり

No	添 付 書 類	備 考
1	業務対象工事進捗状況報告書	監理第4号様式
2	月間業務報告書	監理第5号様式
3	月間業務計画書	監理第5号様式

業務対象工事進捗状況報告書(令和2年5月)

3

業務対象工事名称	請負金額	出来高(%) 予定実施	契約工期	請負者
○○工事(建築)			自令和年月日 至令和年月日	
○○工事(電気)			自令和年月日 至令和年月日	
○○工事(機械)			自令和年月日 至令和年月日	
			自令和年月日 至令和年月日	

工事の進捗が遅れている場合の理由及び対応策

(協議中)

工事の進捗において監督員の指示・承諾等が必要な事項

(協議予定)

※予定の工程より7日以上遅れている工事について記載すること。

月間業務報告書(令和2年5月)

工事	監理
現場代理人	管理技術者

対象工事：○○工事（建築）

月間業務計画書(令和2年6月)

対象工事： ○○工事（建築）

工事	監理
現場代理人	管理技術者

第3 参考資料

		ページ
1	工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）-----	37
2	構造計画・施工計画の留意事項 -----	71

事務連絡
平成21年9月1日

各都道府県建築主務部長様

国土交通省住宅局建築指導課長

工事監理ガイドラインの策定について

構造計算書偽装問題への対応としてとりまとめられた「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」（平成18年8月社会資本整備審議会答申）を踏まえ、今般、工事監理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定いたしました。

このガイドラインは、「建築士法第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成二十一年国土交通省告示第十五号）において、「工事監理に関する標準業務」とされているもののうち、「工事と設計図書との照合及び確認」の確認対象工事に応じた合理的方法を例示するものです。

適正な工事監理を行うためには、ガイドラインの内容を建築主及び建築士双方が理解のうえで、個別の工事に即して、工事と設計図書との照合及び確認の内容、方法等を合理的に決定することが重要と考えられます。

なお、この際にガイドラインに基づいて工事監理を行うことが強制されるものではありません。

こうした点に留意のうえ、このガイドラインが実態に即した運用となるよう、関係者に適切に周知していただきますようお願いいたします。

工事監理ガイドライン

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）別添一第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（4）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示することを目的とする。

このガイドラインにおいて、確認対象工事は、戸建木造住宅（軸組工法及び枠組壁工法によるものに限る。以下同じ。）及び戸建木造住宅以外の建築物（以下「非木造建築物」という。）に係る建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事（建築物の新築に係るものに限る。）とする。

2. 用語の定義

このガイドラインで使用する用語の定義は次のとおり。

工事監理	： その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。
工事監理者	： 工事監理をする者をいう。
建築主	： 建築物に関する工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の註文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
工事施工者	： 建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
設計図書	： 建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
品質管理記録	： 自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関して行う品質管理に係る記録をいう。
立会い確認	： 施工の各段階で、工事現場等において、工事監理者自らが目視、計測、試験、触診、聴音等を行う方法、又は工事監理者が工事施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。
書類確認	： 施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合において、工事監理者がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。

3. 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法

(1) 基本的な考え方

工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行うこととされているが、その具体的方法等は、(2) 及び (3) によることが考えられる。

(2) 具体的方法等

工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して、「工事と設計図書との照合及び確認」を行う。

① 立会い確認

原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおりに実施されると確認された（以下「合格した」という。）工程（当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。）については、抽出による確認を実施する。

② 書類確認

原則として、施工の各段階で、その段階で提出される品質管理記録の内容について、初回は詳細に確認を実施し、以降は合格した工程（当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。）については、抽出による確認を実施する。

③ 抽出による確認

立会い確認及び書類確認における抽出を行うにあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。

(3) 記録の整備

工事監理者は、「工事と設計図書との照合及び確認」に当たっては、建築土法第20条第3項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」を行った記録を整備する。

4. 確認項目及び確認方法の例示一覧

(1) 確認項目及び確認方法の例示一覧

建築士法において工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていないが、個別の工事に応じた「工事と設計図書との照合及び確認」について、確認項目及び確認方法として、それぞれの建築物や工事の種類に応じ、別紙の例示一覧によることが考えられる。

- ① 非木造建築物 建築工事（別紙1）
- ② 非木造建築物 電気設備工事（別紙2）
- ③ 非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事（別紙3）
- ④ 非木造建築物 昇降機等工事（別紙4）
- ⑤ 戸建木造住宅（別紙5）

(2) 留意事項

次に掲げる事項に留意すること。

① 「一般共通事項」

「工事の種別」欄における「1. 一般共通事項」は、それ以降の工事種別に共通の事項であり、それぞれの工事種別における確認に当たっては、当該部分の確認項目等と併せて適用すること。

② 「確認項目」欄

(イ) 「確認項目」欄に示す項目は、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性により追加し、また各確認項目に該当する対象工種・部位等がない場合等は適用しないこと。

(ロ) 設計図書に特に定めがある場合には、一覧に示す確認内容に項目を加えて、それらに係る確認を行うこと。

③ 「具体的な確認方法」欄

複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか一つ又は複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、いずれの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が合理的であると判断した方法を選択すること。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 建築工事）

別紙1

工事内容		工事監理者の確認内容
工事の種別	項目	確認項目
1.一般共通事項	1.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・規格（認定を受けた材料を含む） ・品質、性能 ・ホルムアルデヒド等の発散
1.2 施工		<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた工法
2.仮設工事	2.1 施工	<ul style="list-style-type: none"> 1) 敷地の状況及び縄張り ・敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差 ・建築物等位置
	2) ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状態、位置 ・高さ（設計 GL との関係）
3.土工事	3.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 埋戻し土及び盛土 ・種類、土質
	3.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 1) 根切り <ul style="list-style-type: none"> ・根切り底の深さ、状態 ・支持地盤（直接基礎の場合） 2) 埋戻し及び盛土 <ul style="list-style-type: none"> ・締固め工法、転圧厚さ ・余盛り高さ

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
4.地盤工事	4.1 材料	1)既製コンクリート杭 及び鋼杭 2)場所打ちコンクリート杭 3)砂利、砂及び捨コ ンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示 ・外観（割れ・傷） ・継手部の溶接材料（溶接棒の規格） <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋（規格・種類・径・品質証明） ・コンクリート（6.1 材料、6.2 コンクリート打設 2）コンクリート受入れによる） <ul style="list-style-type: none"> ・砂利（規格・種類・粒度） ・砂（種類・粒度） ・無筋コンクリート（強度・スランプ）
4.2 施工	1)既製コンクリート 杭地盤及び鋼杭地 業	共通 <ul style="list-style-type: none"> ・資格（溶接技能者） ・継手の状態（杭の軸線・溶接部・機械式継手） ・杭頭の処理、補強 ・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ） 打込工法 <ul style="list-style-type: none"> ・フレボーリング併用の場合（掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂角度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ） ・建入れ（垂角度） ・落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力 セメントミルク工法 <ul style="list-style-type: none"> ・オーガー、杭本体の垂角度 ・支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ ・安定液（濃度） ・根固め液（水セメント比・浸透・注入量・管理試験） ・杭周固定液（浸透・注入量・管理試験） 特定埋込杭工法 <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づく埋込み工法として認定を受けた条件 2)場所打ちコンクリート杭地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容
工事の種別	項目	確認項目
		<p>具体的な確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格（施工管理技術者） 位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ 鉄筋継手の重ね長さと主筋の結束 スライム処理 コンクリート打設（トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置） 杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量） アースドリル工法（安定液の品質管理・掘削孔の垂直度） ヘノト工法（上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上かぎ） リバースサークレーション工法（泥水管理・掘削機の水平と垂直度）
3) 砂利、砂及び捨コンクリート地業		<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
3) 砂利、砂及び捨コンクリート地業		<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
3) 砂利、砂及び捨コンクリート地業		<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
3) 捨コンクリート地業		<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
1) 試験杭		<ul style="list-style-type: none"> 杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ 杭の施工状況 試験杭報告書・工事写真等に係る書類確認
2) 杭の載荷試験		<ul style="list-style-type: none"> 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力 試験に係る立会い確認 載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
3) 地盤の載荷試験		<ul style="list-style-type: none"> 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力 試験に係る立会い確認 載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
4) コンクリートの試験		<ul style="list-style-type: none"> 6.3 試験による 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
5.鉄筋工事	5.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 6.3 試験による 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
5.2 施工	1) 圧接継手	<ul style="list-style-type: none"> 資格（圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋力ス圧接超音波探傷検査技量資格者） 溶接作業条件（降雨・強風） 圧接端面（平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用） 径の異なる鉄筋の圧接 圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・技量資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
2) 特殊な継手		<ul style="list-style-type: none"> 機械式継手（工法・外観） 溶接継手（工法・外観・溶接長さ） 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	3) 配筋	<ul style="list-style-type: none"> 加工（種類・径・長さ・折り曲げ） あら筋の加工形状（接合する部材の寸法を考慮） 組立（結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帶筋間隔・あら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度） 継手（位置・長さ・方法） 定着（位置・長さ・方法・余長・フック） 貫通孔補強、開口補強、打ち離ぎ部の補強、打ち増し部の補強 スペーサー（形状・位置・間隔） 差し筋の位置と長さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類
5.3 試験	1) ガス圧接	<ul style="list-style-type: none"> 外観（ふくらみの形状・寸法・圧接面のすれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の扁心量・たれ・焼き割れ） 内部欠陥（不溶着部） 試験片抜取り後の処置 <p>不合格となった圧接部の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 外観試験の不溶着部の修正 抜取試験による不溶着部の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 試験（外観試験・引張試験・超音波探傷試験）に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認
6. コンクリート工事	6.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> セメント（規格・種類） 骨材（規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塗化物量・粗骨材の最大寸法） 水（規格） 混和材料（規格・種類） 型枠（種類・形状） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・修正記録・工事写真等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
6.2 施工	1) 型枠の加工及び組立て	<ul style="list-style-type: none"> 主要墨、部材断面、建入れ 目地、構造スリット（位置・形状） 埋め込み金物（建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ） セパレータ（種類・間隔） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) コンクリート打込み	<p>コンクリートの受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定コンクリートであることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・レディーミクストコンクリート納入書等に係る書類確認
		<p>打込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 打ち込み箇所の清掃、型枠撤去、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の間隔 締固め 打継ぎ面の処理（仕切り型枠・止水処理・清掃・レイターンの除去） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		<p>養生</p> <ul style="list-style-type: none"> 養生温度、初期養生、寒冷期の保溫、暑中の養生 コンクリート打設中の鉄筋保護の養生 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		<p>打込み後</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリートの打上の状態 型枠存置期間 部材断面の寸法、平たんさ 部材位置、開口部位置、目地位置 欠陥（ひび割れ・たわみ・じやんか・空洞・コールドジョイント） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
6.3 試験	1) フレッシュコンクリート	・種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度 ・テスルピースの採取	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
	2) 構造体コンクリート強度試験	・圧縮強度、管理材料 ・試験に係る立会い確認	・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
7.鉄骨工事	7.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 鉄骨 ・鋼材（規格・材質・種類・断面寸法・品質証明） ・高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト（規格・種類・寸法・ねじ形状） ・頭付スナップ（規格・種類・寸法） ・溶接材料（鋼材の組合せ適合・保管） ・デッキフレート ・錆止め塗料 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認
7.2 施工	2) 耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付工法 ・耐火板張り ・耐火材巻付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認
	1) 資格	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接施工管理技術者、溶接技能者 ・溶接強度試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・資格証明書等に係る書類確認
2) 製作	2) 製作	<ul style="list-style-type: none"> ・製品 ・溶接施工管理技術者、溶接技能者 ・溶接強度試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者 ・溶接状態 ・形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強 ・溶接面（まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態） ・スタッドボルト（径・本数・配置） ・錆止め塗装範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) 溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接作業条件（作業場所の気温・降雨・降雪・風） ・溶接着手前（隙間・食違い・ダイヤフラムヒフランジのずれ・ルート間隔・開先角 ・溶接・組立・エンドタブ ・溶接作業中（予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーケ電圧・入熱・バス間温度・スラグの清掃・裏はつり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4) ボルト接合	4) ボルト接合	<ul style="list-style-type: none"> ・高力ボルト ・溶接面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 ・普通ボルト ・ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・締付け確認の記録・工事写真等に係る書類確認
	5) 鉄骨建方	<ul style="list-style-type: none"> ・アンカーボルトの設置（位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ） ・建方精度（柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・建方測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
6) 耐火被覆	6) 耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（浮き銷・付着油の除去） ・被覆厚さ ・耐火表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容
工事の種別	項目	確認項目
	7) 鑄止め塗装	<ul style="list-style-type: none"> ・未塗装範囲 ・塗装損傷部分の補修状態
8) 溶融亜鉛めっき工法	溶融亜鉛めっき工法	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融亜鉛めっき面形状、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 ・溶融亜鉛めつき高力ボルト ・磨擦面の処理 ・締付け（マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長）
7.3 試験	1) 溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> ・外観（アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クリーチャー・溶接ビード ・突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムヒランジのずれ ・内部欠陥（ホールド・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み） <p>不合格 溶接の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観（欠陥の補修状態） ・内部欠陥（欠陥の補修状態）
	2) スタッド溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> ・外観（アンダーカット・仕上り高さ・傾き） ・打撃曲げ試験（曲げ角度・割れ） <p>不合格 スタッド溶接の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不格成績書 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・超音波探傷試験に係る立会い確認 ・再試験成績書・超音波探傷試験報告書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
8.コンクリートプロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	8.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 1) コンクリートプロック 2) ALCパネル 押出成形セメント <p>・コンクリートブロック（規格・種類・寸法）</p> <p>・モルタル（調合）</p> <p>・ALCパネル、押出成形セメント板（規格・種類・寸法）</p> <p>・取付け金物（規格）</p>
	8.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 1) コンクリートプロック 2) ALCパネル・押出成形セメント板 <p>・鉄筋（径・間隔）</p> <p>・まぐさ受け補強</p> <p>・建込（取付け金物・耐火材料の充填・開口補強材・鋸止め・溶接部の処理・自重受け・埋込みアンカー・取付け金物の耐火処理）</p>
9.防水工事	9.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト防水 <p>・規格、種類、厚さ</p>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	2) 改質アスファルトシート防水	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	3) 合成高分子系レーラー接着剤シート防水	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	4) 塗膜防水	・規格、種類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	5) シーリング	・規格、種類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
9.2 施工	1) アスファルト防水	・下地（乾燥状態） ・ルーフィング張り（端部・立上り・ドレン回り）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 改質アスファルトシート防水	・下地（乾燥状態） ・張付け、押え金物の取付け	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) 合成高分子系レーラー接着剤シート防水	・下地 ・ルーフィングシート張付け、固定金具の取付け	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4) 塗膜防水	・下地（乾燥状態） ・防水材の使用量又は膜厚	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	5) シーリング	・施工時の気象 ・目地寸法（幅・深さ） ・接着性（引張接着性試験・簡易接着性試験） ・施工後確認（充填・硬化・接着）	・目視、指触に係る確認 ・切取り試験に係る確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
10.石工事	10.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・石材（規格・種類・形状・色調・仕上げ） ・モルタル（調合） ・取付け金物（規格・種類・形状） 	<ul style="list-style-type: none"> ・見本との照合 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
10.2 施工		<ul style="list-style-type: none"> ・下地（鉄筋・アンカー・取付け金物・鋲止め） ・裏面処理 ・取付け（取付け金物・裏ごめモルタル・だぼの固定） ・タイル製品（規格・種類・形状・色調・裏足の形状及び寸法） ・モルタル（調合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
11.タイル工事	11.1 材料		
11.2 施工	1) 陶磁器質タイル張り り	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（コンクリート素地面の状態・下地モルタル浮き・伸縮調整溝） ・タイルの浮き ・外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・打診ハンマーに係る確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 陶磁器質タイル型 枠先付け	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け状態 ・タイルの浮き ・外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・打診ハンマーに係る確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	11.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> ・接着力（引張接着強度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
12.木工事	12.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・木材（規格・樹種・形状・寸法・含水率） ・金物（形状・寸法・防錆処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	12.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・表面仕上げ ・防腐、防錆、防虫、防蟻処理（塗布量） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
13.屋根及びとい工事	13.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 長尺金属板葺・折板葺、粘土瓦葺 ・規格、材質、寸法、厚さ ・取付け金物（材質・形状・防錆処理） ・下葺材料（規格・種類） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	2) とい	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、材種、寸法、径、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
13.施工	1)長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺	<ul style="list-style-type: none"> ・下葺き（重ね合わせ） ・各部の納まり（留付け間隔 棟木の取付け） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2)とい	<ul style="list-style-type: none"> ・防火区画貫通部の処理 ・防露巻き処理 ・ルーフドレン、掃除口 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
13.試験	1)とい	<ul style="list-style-type: none"> ・通水 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
14.金属工事	14.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 1) 軽量鉄骨天井、壁 下地 2) 金属成形板張り 3) アルミニウム製笠 木 4) 手すり及びタラップ 5) アンカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、種類、形状、寸法 ・規格、材質、種類、形状、寸法、表面処理 ・材質、種類、形状、寸法、表面処理 ・材質、種類、形状、寸法、表面処理 ・材質、種類、形状、寸法
14.2 施工	1) 軽量鉄骨天井、壁 下地	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下等有効幅、天井高さ ・開口補強部（開口部の種類・補強） ・溶接部（フラーク除去・防錆処理） ・天井下地材の補強（プレース・吊材の配置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	2) 金属成形板張り	<ul style="list-style-type: none"> ・割付、下地 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
3) アルミニウム製笠 木	1) 固定金具間隔、固定度		<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	4) 手すり及びタラツ フ	・位置、固定度、手すりの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
5) アンカー		・あと施工アンカー（削孔深さ・清掃・埋め込み深さ・グラウト充填）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
15.左官工事	15.1 材料	・モルタル（調合）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
15.2 施工	1) モルタル塗り・せつこうブランスター塗り	・下地（目荒らし・水洗い） ・仕上り（むら・塗厚・平たんさ）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 床コンクリート直均仕上げ	・仕上り（むら・平たんさ）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) 仕上塗材仕上げ	・下地処理 ・模様、色調、つや	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4) ロックワール取付	・配合、かさ比重、厚さ、耐火表示	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
16.建具工事	16.1 材料	・材質、形状 ・ガラス（規格・形状・厚さ） ・シーリング材、ガスケット（規格・種類・防火性能） ・ガラスブロック（規格・種類・形状）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	16.2 施工	・製品 ・機能、性能、形状 ・表面処理（皮膜） ・仕上げ（塗膜厚） ・組立、作動状態	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
	施工	・アンカーの状態 ・柱回りの防火区画の処理（モルタル詰め・ロックワール詰め） ・機能（特定防火設備の自動開鎖装置） ・ガラスブロック積み（目地寸法・力骨間隔）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
17.カーテンウォール工事	17.1 材料 1) メタルカーテンウォール	・金属（規格・材質・形状・寸法・板厚・色） ・シーリング・ガラス・断熱材・取付け金物（規格・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	2) PCカーテンウォール	・コンクリート（品質・種類・強度・スランプ・単位水重量・調合） ・鉄筋（規格・種類・径） ・補強鉄線 シーリング、耐火目地材、取付け金物（規格・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
17.2 施工	1) メタルカーテンウォール 2) PCカーテンウォール	・製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度 ・施工 ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の銷止め・耐火被覆・防火区画の処理） ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の銷止め・耐火被覆・防火区画の処理） ・規格、種類、色、防炎材料の指定又は認定	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
18.塗装工事	18.1 材料	・下地（乾燥・汚れ・平滑さ） ・塗料種類、塗り回数 ・外観（色調・塗りむら）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	18.2 施工	・規格、種類、厚さ、色、模様	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
19.内装工事	19.1 材料 1) ピニール床シート・ ピニール床タイル・ ゴム床タイル張り	・規格、種類、厚さ、色、模様	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	2) カーペット敷き	・規格、種類、厚さ、色、模様、防炎性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	3) 合成樹脂塗床	・規格、種類、色	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事の種別	工事内容 項目	工事監理者の確認内容	
		確認項目	具体的な確認方法
	4) フローリング張り	・規格、種類、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	5) 施工	・種類、防虫処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	6) せつこうボードその他 のボード及び 合板張り	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	7) 壁紙張り	・規格、種類、色、模様、防火性能 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	8) 断熱 防露	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
19.2 施工	1) ビニール床シート・ ビニール床タイル・ ゴム床タイル張り	・下地（乾燥・平滑さ） ・仕上の状態（ふくれ・はがれ）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) カーペット敷き	・下地面の清掃、接着性	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) 合成樹脂塗床	・塗付け、仕上げの種類	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4) フローリング張り	・仕上げ、養生	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	5) 施工	・畳ごしらえ、敷きこみ	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	6) せつこうボードその他のボード及び 合板張り	・仕上の状態（目地通り・不陸・目違い）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7) 壁紙張り	・不燃性表示マーク ・仕上り状態（しわ・ふくれ・はがれ）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8) 断熱 防露	・厚さ	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
20.ユニット及びその他工事	20.1 材料 1) フリーアクセスフ レーブース、階段滑 り止め、床目地棒、 黒板及びホワイト ボード、鏡、表示、 煙突ライン、 フライント、ロー ルスクリーン、カ ーテン及びカーテ ンレール 2) プレキャストコン クリート	1) フリーアクセスフ レーブース、階段滑 り止め、床目地棒、 黒板及びホワイト ボード、鏡、表示、 煙突ライン、 フライント、ロー ルスクリーン、カ ーテン及びカーテ ンレール ・鉄筋（種類・径） ・コンクリート（17.1 2) PC カーテンウォールによる）	・規格、材質、種類 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確 認
20.2 施工	1) プレキャストコン クリート	製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度 施工 ・取付け（軸体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め） ・排水管、側塊、排水袖及びふた、グレーティング、鉄筋（規格・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に 係る書類確認
21.排水工事	21.1 材料	根切り（深さ・勾配） ・地業（縛固め・厚さ） ・排水管の敷設（管底高さ・勾配） ・排水袖（深さ・水平度） ・マンホールふた、グレーティング（高さ・防錆処理）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確 認
21.2 施工		・通水	・試験に係る立会い確認 ・通水試験結果記録・工事写真等に係る書類確認
21.3 試験		・屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム（防水層保護層・耐根層・保水材・排水 層・透水層・土壤層） ・樹木（樹高・葉張り・幹周・樹種） ・芝張り、吹付けは植被、地被類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確 認
22.屋上緑化工事	22.1 材料 22.2 施工	・樹種、植栽基盤、固定、水抜き管及びリーフレン、耐根層の水抜き管回り、支柱、 かん水装置	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

(注) 建築工法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 電気設備工事）

別紙2

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ・アルミアルテヒド等の発散 ・防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・機器搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認
1.2 施工	1) 施工時	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 ・廳へい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） ・資格（電気保安技術者） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工試験・工事写真・試験成績書等に係る書類確認 ①配管が廳へいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取付け前に仮設状態を確認 ②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認 ③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
2) 完成時		<ul style="list-style-type: none"> 完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） ・機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、開閉機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で以下の個別確認・試験 ①外観 ②性能、機能 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
3) 関連工事		<ul style="list-style-type: none"> 土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事に準ずる
1.3 試験	1) 性能試験	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
2) 総合性能機能試験		<ul style="list-style-type: none"> ・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） ・防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別運転機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰） ・自動制御設備総合（関連工事間の自動制御） ・中央監視装置総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字） ・セキュリティ設備（センサー・ゲート・電気錠） ・水槽昇降設備総合（関連工事間の自動制御） ・計量・課金 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
2.電力設備工事	2.1 機材	<p>1) 電線類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類（規格・種類・太さ） ・バスダクト（規格・種類・容量・プラグイン） ・ライティングダクト（規格・種類・容量） <p>2) 電線保護物類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び（規格・種類・太さ） ・フルボックス、金属ダクト、トラフ（材質・形式・構造・寸法） ・ケーブルラック（規格・材質・エキスパンションジョイント） <p>3) 配線器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、容量 <p>4) 照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色 <p>5) 分電盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、寸法 <p>6) 制御盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、寸法、換気装置 <p>7) 電熱装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度検出部、降雪検出部、水分検出部 <p>8) 雷保護設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突針支持管（規格・材質・形状・寸法） ・引下げ導線（材質・種類・寸法） <p>9) 接地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接地端子箱（材質・種類・形状・寸法） ・埋設標（材質・文字） <p>10) 外線材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱（規格・種類・寸法・積載荷重） ・支柱材料（規格・材質・種類・寸法） ・かいし（規格・種類・寸法） ・地中ケーブル（種類・太さ） ・マンホール、ハンドホール（形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重） 	<p>・目視に係る立会い確認</p> <p>・計測に係る立会い確認</p> <p>・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</p> <p>・目視に係る立会い確認</p> <p>・計測に係る立会い確認</p> <p>・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</p> <p>・目視に係る立会い確認</p> <p>・計測に係る立会い確認</p> <p>・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</p> <p>・目視に係る立会い確認</p> <p>・計測に係る立会い確認</p> <p>・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</p>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
2.2 施工	1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 電線の接続（端末処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続） 電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルラックの状態） 電線の色別（電気方式・接地線） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
2) 電線類及び電線保護物類		<ul style="list-style-type: none"> 電線（種類・太さ） 露出配管（屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔） 位置ボックス、ブルボックス（用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
3) ケーブル配線		<ul style="list-style-type: none"> ケーブルラック配線（荷重・離隔・耐震支持） 二重天井内配線（ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔） 二重床内配線（損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4) 架空配線		<ul style="list-style-type: none"> 建注（位置・根入れ深さ・根力させ位置） 架線（太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理） 支線（許容引張力・支線ガード） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
5) 地中配線		<ul style="list-style-type: none"> 掘削・埋戻し（深さ・幅・埋戻し土の種類） マンホール、ハンドホール（根切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示） 管路（埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
6) 接地		<ul style="list-style-type: none"> 接地極（接続・離隔・埋設深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
7) 電灯・コンセント設備		<ul style="list-style-type: none"> 照明器具（脱落防止措置） コンセント（接地極の位置・防水形コンセントの形状） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
8) 動力設備		<ul style="list-style-type: none"> 配線（電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態） 機器（操作・保守スペース・相回転） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
9) 電熱設備		<ul style="list-style-type: none"> 発熱線（温度上昇・止水処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
10) 雷保護設備		<ul style="list-style-type: none"> 接地極（接続・離隔・埋設深さ） 受電部（取付け・接続） 引下げ導線、避雷導線（接続） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	11) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
2.3 試験		・照明器具（点灯・照度測定 照明制御装置の動作） ・コンセント（極性・回路） ・分電盤 制御盤（動作・シーケンス） ・動力設備（相回転・発停・運動・インターロック・警報） ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
3.受変電設備工事	3.1 機材		・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
3.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 配線	・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
3.3 試験		・配線遮断器、計器、繼電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器（動作・温度）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
4.静止型電源設備工事	4.1 機材	・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
4.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 配線	・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4.3 試験		・直流電源装置（動作） ・交流無停電電源装置（並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
5.発電設備工事	5.1 機材	1) 発電装置 2) 補機附属装置	<p>共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離 ・配管材料（規格・材質・太さ） ・発電機 ・規格、形式 原動機 ・規格、形式、構造 配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置</p> <p>・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</p>
5.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙突の接続	<p>・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</p>
2) 配管・配線		<p>・配管（接続・支持・防振継手） ・電線類（規格・種類・太さ） ・機器への接続</p> <p>・始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、(ばい)煙測定、騒音測定</p>	<p>・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</p> <p>・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認</p>
5.3 試験			<p>・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</p>
6.通信・情報設備工事	6.1 機材	1) 電線類 2) 電線保護物類 3) 配線器具 4) 端子盤・機器収納ラック	<p>・規格、種類、太さ</p> <p>・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び（規格・種類・太さ） ・ブルボックス（材質・形式・構造・寸法） ・ケーブルラック（規格・材質・寸法）</p> <p>・通信用プラグユニット、コネクタ（規格・形式）</p> <p>・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</p> <p>・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</p> <p>・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</p> <p>・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</p>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
5) 自動火災報知装置		受信機、自動開鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
6) ガス漏れ火災警報装置		受信機、検知器（構成）	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
7) その他の装置		構内情報通信網装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視力メラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置（構成）	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
6.2 施工			
1) 共通事項		電線の接続（端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続） 電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルフラグの状態） 電線の色別（電気方式 接地線）	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
2) 電線類及び電線保護物類		電線の接続（端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続） 電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルフラグの状態） 位置ボックス、フルボックス（用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理）	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
3) ケーブル配線（光ファイバーケーブルを除く）		ケーブルラック配線（荷重・離隔・耐震支持） 二重天井内配線（ケーブル集合時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔） 二重床内配線（損傷防止・マーキング・強電流配線との接触防止）	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4) 光ファイバーケーブル配線		冠曲半径、支持、固定、防護処置、張力、止水処理	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
5) 床上配線		ワイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
6) 架空配線		建柱（位置・根入れ深さ・根らせ位置） 架線（太さ・離隔・ちょう架の方式・ケーブル支持間隔・引入口の止水処理） 支線（許容引張力・支線コード）	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
7) 地中配線		掘削、埋戻し（深さ・幅・埋戻し土の種類） マンホール、ハンドホール（根切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示） 管路（埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート）	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	8) 接地	・接地極（接続・離隔・埋設）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	9) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防震措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
6.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> ・構内情報通信網（送受信機能・通信機能） ・構内交換（基本機能・サービス機能） ・拡声・情報表示、誘導支援（動作） ・テレビ（出力レベル・電界強度） ・監視カメラ（視界・画質・操作・映像切替） ・駐車場管制、防犯、拡声（動作） ・自動火災報知、分又漏れ火災報知（動作） ・光ファイバーケーブル配線（接続損失） ・警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置（構成） ・電線類（規格・種類・太さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
7. 中央監視制御設備 工事	7.1 機材		<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
7.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 配線	・機器への接続	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
7.3 試験		・監視制御装置（動作）	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
8.医療関係設備	8.1 機材	1) 非接地電源用分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、構造、寸法 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	2) 呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール装置、情報通信網対応形ナースコール装置、携帯ナースコール装置、病床ユニット（規格・構成） ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 	
8.2 施工	1) 据付け	<ul style="list-style-type: none"> ・アンカーボルト、点検ベース、防振措置 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
	2) 配線	<ul style="list-style-type: none"> ・機器への接続 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
8.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤、各種ナースコール装置類（動作） ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 給排水・衛生設備工事・空調換気設備工事）

別紙3

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> ・規格（認定を受けた材料を含む） ・仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ・アルミニウムアルティッド等の発散 ・防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認
1.2 施工	1) 施工時	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた工法 ・隅へい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
2) 完成時		<ul style="list-style-type: none"> ・完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） ・機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の個別確認・試験
	1.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 1) 総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・室内気流及びじんあい測定 ・騒音測定 ・飲料水の水質測定
			<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	2) 総合性能機能試験	<ul style="list-style-type: none"> ・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） ・防災総合（複数火災状態で防災設備の個別運転機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰） ・自動制御設備総合（開運工事間の運動制御） ・中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字の状態） ・セキュリティ設備（センサー・ゲート・電気錠） ・水槽関連設備総合（関連工事間の運動制御） ・計量・課金 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
2.共通工事	2.1 配管工事	<p>1) 配管材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様、性能 ・管及び繼手（規格・材質・用途・構造） ・管端防食管継手（規格・材質・種類・形式・構造・識別塗装） <p>2) 配管付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般用弁及び栓（規格・材質・形式・構造・ライニング・呼び圧力） ・量水器（方式・用途・検定の合格） ・スリーブ（材質・寸法・施工部位・貫通部の外径） ・防食材（規格・仕様・材質・厚さ） ・雑用材（仕様・材質・仕上げ・支持強度） <p>3) 計器その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、取付け配管の用途、構造、破損時の流出防止構造、使用圧力・温度 <p>4) 配管施工の一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーターハンマー防止の措置 ・分流及び合流部分の継手種類と流れ方向、建物導入部配管の可とう性、建物工キスピアンションショイント部の状態、伸縮管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所、管端防食管継手の使用箇所 <p>5) 管の接合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格（溶接技能者） ・使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生 ・接合（ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態） ・接着剤の塗布状態、差込み長さ <p>6) 勾配、吊り及び支持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配（配管の種類による勾配・水抜き及び空気抜きの位置） ・吊り及び支持（支持間隔・支持・張り止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理） <p>7) 埋設配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管と排水管の位置、点検口桟の設置、衝撃防護措置 ・埋設深さ、地中埋設標、地中埋設テーブ ・防食処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認 ①水道事業者の承認済みであることの確認（給水装置） ・自主検査記録・品質管理記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認 ・自主検査記録・品質管理記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真・溶接記録・資格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認 ①許容荷重は施工計画書で書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	8) 貨通部の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・モルタル又はロックワールによる開口部埋戻し ・不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、軸体との絶縁 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	9) 試験	<ul style="list-style-type: none"> ・漏れ、強度、詰り、圧力差、試験時期 ・冷温水、冷却水、蒸気、油、高温水、冷媒配管（耐圧・試験圧力値・保持時間） ・給水、給湯配管（水圧・試験圧力値・保持時間） ・排水、通気配管（満水・通水） ・消防配管（水圧・気密・試験圧力値・保持時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験写真・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
2.2 保温、塗装及び防錆工事	1) 保温工事	<ul style="list-style-type: none"> ・種類、規格、材質、保温材厚さ、耐候性 ・テープの巻き回数、結露処理、見切り部の保護、機器の扉・点検口の保温状態 ・屋外及び多湿箇所のラッキンングの総目シールの状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認
	2) 塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、塗装箇所、塗り回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認
	3) 防錆工事	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・工事写真・機材搬入報告書等に係る書類確認
2.3 関連工事		<ul style="list-style-type: none"> ・土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事に準ずる
3.空気調和設備工事	3.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 1) 機器類 2) ダクト及びダクト付属品 3) 制気口及びダンパー 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、仕様、性能、材質、板厚 ・規格、材質、厚さ <ul style="list-style-type: none"> ・可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性 ・規格、構造、寸法、板厚、色、開口率 <ul style="list-style-type: none"> ・整流器の有無、作動温度、緩衝材の有無
	3.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 1) 機器の据付け及び取付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・据付け位置、アンカーボルト取付け ・支持間隔、支持、振止め、固定支持金物 ・離隔（機器間・窓・ガラリ）
			<p>①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認</p>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	2) ダクトの製作及び取付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ダクトの形状及び寸法、傾斜角度、整流板の位置、はせ部及び接続部のシール ・ボルト及びナットの締付け状態、補強材の取付け ・支持間隔、支持、振れ止め、固定 ・風量測定口（取付け個数・取付け位置・点検口の位置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認
	3) 制気口及びダンパー	<ul style="list-style-type: none"> ・吸出口、吸込口、排煙口（取付け状態・操作スペース） ・ダンパー（操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け） ・ガラリ（止水処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認
4.自動制御設備工事	4.1 機材	<p>1) 自動制御機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式、弁（種類・材質） <p>2) 自動制盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、構成、寸法、単位装置 <p>3) 中央監視制御装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格、形式、構造、容量 <p>4) 計装用機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、寸法、外観 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
4.2 施工	1) 機器類及び盤類の取付け	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け位置、点検スペース ・支持、固定、耐震措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 配管・配線	<ul style="list-style-type: none"> ・支持、固定 ・エキスパンション部の処理、耐震措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> ・自動制御装置、端末装置、自動制御盤、中央監視盤（動作・絶縁抵抗・耐電圧） ・試験成績書等に係る書類確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
5.給排水衛生設備工事	5.1 機材	1) 衛生器具 2) ポンプ 3) 温水発生機 4) タンク 5) 消火機器 6) 廚房機器 7) 排五金具 8) 横及びいた 5.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、種類、仕上げ 仕様、性能 仕様、性能 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保 規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げ 規格、材質、寸法、板厚、仕上げ ・安全装置の有無、転倒防止措置への対応 規格、材質、構造、仕上げ、トラップの封水深さ及び有効面積 規格、材質、形状、寸法 取付け状態、管との接続状態、水洗・洗浄弁の水量の調整 アンカーボルト取付け ・据付け状態、防振措置、保有距離 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容
工事の種別	項目	確認項目
6.ガス設備工事	6.1 機材 1) 都市ガス設備 2) 液化石油ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、材質、種類、構造
		<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、種類 仕上げ
6.2 施工	1) 都市ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> 取付け状態、電気工作物との離隔距離、防錆の塗布状態 非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理
	2) 液化石油ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> 取付け状態、電気工作物との離隔距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置 防錆の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理 配管（気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火）
7.さく井設備工事	7.1 機材及び施工	<ul style="list-style-type: none"> 材質、構成、寸法 掘削位置、井内壁ヒケーションパイプ周囲との隙間、深さ、孔径 電気検査図、ケーシングとスクリーンの種類及び括付け、砂利充てん、遮水状態、泥水濃度
	7.2 試験	<ul style="list-style-type: none"> 揚水（予備揚水・段階揚水・連続揚水・水位回復） 水質
8.浄化槽設備工事	8.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 材質、構成、形式、構造、防錆処理
	2) ユニット型浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 材質、構造、寸法
8.2 施工		<ul style="list-style-type: none"> 配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接合部の接合状態
	8.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 水張り、満水、動作、通水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、騒音測定、総合運転 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
9.医療ガス設備工事	9.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、仕様、性能、材質、種類、形式、用途、最高使用圧力値、標示及び識別色による区分 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	9.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・据付け、取付け状態、他の設備配管類及び機器との離隔、支持、固定、色別表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	9.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> ・系統、調整圧力、流量、水圧、気密、作動、管内洗浄度、誤接続、漏えい、総合気密、区域別遮断弁作動 ・遠隔警報器（耐電圧・作動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・完工確認完了後に「確認済」の表示があることを確認 ・試験成績書・使用開始前に完工確認報告書等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合であることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 昇降機等工事）

別紙4

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> ・規格（認定を受けた材料を含む） ・仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ・ホリムアルテヒド等の発散 ・防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認。 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認
1.2 施工	1) 施工時	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた工法 ・隠れ部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
	2) 完成時	<ul style="list-style-type: none"> ・完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） ・機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の確認 <ul style="list-style-type: none"> ①外観の確認 ②個別性能機能確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書・指摘是正記録・是正記録写真等に係る書類確認 ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・各種測定記録等に係る書類確認
	1.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> ・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） ・防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別運転機能・停電時自家発供給・復電時正常復帰） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視・試験に係る確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・各種測定記録等に係る書類確認
2.昇降機設備工事	2.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 1) エレベーター 2) エスカレーター 	<ul style="list-style-type: none"> 1) エレベーター <ul style="list-style-type: none"> ・仕様、構造、形状、寸法 ・性能、救出口（形状・位置） 2) エスカレーター <ul style="list-style-type: none"> ・材質、形状、寸法、板厚
	2.2 施工	1) エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備
			<ul style="list-style-type: none"> ・目視・試験に係る確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 ・目視・試験に係る確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容
工事の種別	項目	確認項目
		<p>身体障害者付加仕様 ・機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式 ・視覚障害者用装置、点字録板</p>
		<p>非常用エレベーター付加仕様 ・標識及び表示灯、非常スイッチ（位置・形状） ・管制運転フロー、呼び出し装置、乗降口ビーの排煙設備の位置</p>
	2) エスカレーター	<p>・材質、構造、固定、仕上げ、耐震措置 ・配線状態、端子ビスの増締め、アース線接続</p>
2.3 試験	1) エレベーター	<p>・着床精度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管理機能、かご内照度、安全装置作動状態 警報装置作動状態、自動放送装置</p>
	2) エスカレーター	<p>・規格、作動調整、管制運転、運転操作スイッチ、安全装置</p>
3.機械式駐車設備工事	3.1 機材	<p>・規格、機能、性能、材質、形状、寸法</p>
	3.2 施工	<p>・据付け状態、固定、勾配、隙間距離、設置位置、出入口の最小有効寸法、耐震措置 ・運転操作盤、安全装置、配線状態、端子ビスの増締め</p>
	3.3 試験	<p>・負荷試験、安全装置の作動、絶縁抵抗、管制運転</p>

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

工事監理者
の確認項目

工事の種別

項目

確認項目

工事監理者の確認内容

具体的な確認方法

構造計画・施工計画の留意事項

沖縄県土木建築部

平成25年4月

目次

はじめに

第1編 総則	P1
第2編 構造計画	P2
第3編 構造設計・計算	P4
第4編 施工計画	P6
第5編 施工実施	P7

準拠基準略称一覧

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）：（社）公共建築協会
→標準仕様書
- ・建築工事監理指針：（社）公共建築協会
→監理指針
- ・2007年版建築物の構造関係技術基準解説書：建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会→技術基準解説書
- ・建築構造設計基準及び同解説（平成22年版）：（社）公共建築協会
→建築構造設計基準
- ・建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事：日本建築学会
→JASS5
- ・壁式構造関係設計基準集・同解説（メソリ-編）：日本建築学会
→壁式構造学会基準
- ・評定・評価を踏まえた高層建築物の構造設計実務：（財）日本建築センター
→高層建築物の構造設計実務

はじめに

沖縄県の建築物を取り巻く状況は、本土復帰や建築基準法等の各種基準の改正、塩害や高温多湿等の自然環境、鉄筋コンクリート造偏重の地域性等により、他県とは違う環境におかかれているといえる。

社会状況の変化による住環境等の必要要件の変化、塩害などによる構造体の劣化により、建築物の建替サイクルはこれまで 30 年程度であった。しかしながら、厳しい財政状況、地球環境への配慮により、これまでのような建替サイクルを維持することは適切とは言えず、建築物の長寿命化に対する取組が求められているところである。

施設建築課及び技術管理課では、建築物の品質確保と長寿命化に向けた設計・施工各段階における留意点をまとめ、土木建築部が発注する建築工事に適用させることにより、公共建築物の品質確保等に寄与する事を目的とし本留意事項を定めることとする。

「第1編 総則」について

本留意事項の目的、適用範囲及び、受発注者が行うべき事項を明確化した。

「第2編 構造計画」について

設計を行う際に、意匠計画確定後に構造設計が始まることが多い。この際、意匠計画において構造計画上の配慮が欠けた、又は配慮がない状態で構造計算が行われ、適切ではない構造計画となったケースが多々見受けられる。

本編では、意匠段階から構造計画上の配慮すべき事項を把握した上で設計を行うと共に、構造設計や建築確認等の事務手続きの迅速化を図ることを目的とする。

「第3編 構造設計・計算」について

近年では構造計算プログラムが進歩し、迅速かつ緻密な計算が行われるようになった。しかし、構造計算プログラムに頼った設計や構造力学上の配慮・注意を行わず設計されているケースがあること、また、設計者各自の解釈で計算を進めることが少なくない。

本編では、技術基準解説書等の各種基準の取り扱い方針を明確化するとともに、統一された構造設計・計算が適切に行われる事を目的とする。

「第4編 施工計画」について

設計図書で指定されていない施工方法の計画は、受注者に任されている。しかし、設計図書で定められた品質を確保するためには、適正な施工計画を定める必要がある。

本編では、工事の施工計画を立てるに当たり、配慮する事項を定め、受注者が作成する施工計画書に反映させることを目的とする。

「第5編 施工実施」について

建築物の品質は、設計や施工計画がいくら良くても最終的には施工の出来に係っており、その作業方法や品質管理方法について、現場の作業員まで周知徹底を行う必要がある。

本編では、施工に携わるすべての者が、施工段階において特に配慮すべき事項を定め、的確な施工の実施を図ることを目的とする。

第1編 総則

1. 目的

本留意事項は、沖縄県土木建築部が発注する建築物（以下、県有建築物）の品質確保及び長寿命化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 本留意事項は、県有建築物の設計及び工事に適用する。ただし、別途長寿命化に対する取り決めを行っている建築物には適用しない。
- (2) 本留意事項は、鉄筋コンクリート造（以下 RC 造）や鉄骨造（以下 S 造）等、県内で一般的に工事が行われる構造方法を対象とし、プレストレスコンクリート造等の建築基準法施行令第 80 条の 2 に定める構造方法に関しては、別途協議を行うこととする。

3. 運用方針

- (1) 発注担当者は、設計委託業務及び工事監理委託業務を受注する設計事務所（以下、設計事務所）、及び工事を受注する建設会社等（以下、施工者）に、本留意事項を周知徹底するとともに、設計及び工事が確実に実行されるよう監督する。
- (2) 設計事務所は、本留意事項を遵守し設計及び構造計算を行い、施工者への設計趣旨説明及び工事監理業務を行う。
- (3) 施工者は、本留意事項及び設計図書等に明記された事項を熟知した上で工事を実施するとともに、確実に作業が行われるよう作業員等への指示・監督を行い品質の確保に努めるものとする。

第2編 構造計画

1. 地盤調査について

- (1) 地盤調査を行う場合は、原則として標準貫入試験による地盤調査を行うこととし、併せて液状化の有無について検討を行う。
- (2) 各調査位置で、支持層深さが一定でない場合、必要に応じて超音波試験やサウンディング試験等の追加試験を行う。
- (3) 液状化の検討を行う場合、地表面における設計用水平加速度 α_{max} は、200gal 以上とする。

2. 基礎形式について

- (1) 直接基礎以外の基礎形式とする場合、杭、地盤改良等の各工法の妥当性及びコスト比較を行った上で基礎形式を決定する。
- (2) 琉球石灰岩層の杭工事においては、地盤における亀裂、空洞の有無を詳細に検討する。亀裂等が予想される場合は、セメントミルクや根固め液を使用する工法を採用しない。

3. 梁について

- (1) 地中梁は、最下層内柱の剛比に対し 2 ~ 3 倍を確保するよう配慮する。
- (2) 原則として梁のスパンは 10 m 以下とする。やむを得ず 10 m を超えるスパンとする場合は、長期荷重に対するクリープや振動障害の影響を詳細に検討する。

4. 柱について

- (1) RC 造の場合、柱については内法高さ／柱径 (h_0 / D) が 2 以上となるよう計画することとし、腰壁、たれ壁等により短柱が生じないよう設計を行う。ベランダ手すり壁、回り階段踊場受け梁等はモデル化が難しいので、特に注意すること。

5. 柱脚について

- (1) S 造柱脚形式において根巻き柱脚を採用する場合、根巻き部分の高さは柱幅 × 2.5 以上を確保する。確保出来ない場合は根巻き柱脚を採用しない。

6. スラブについて

- (1) 軟弱地盤、液状化により支持力の低下が予想される地盤の上に設けるスラブ、杭基礎とした建築物で執務室や教室として使用する室のスラブは、土間スラブとせず構造スラブとするか、それに準ずる措置を講じる。
- (2) 梁で囲まれるスラブ面積は、25 m²程度を目安に小梁を配置する。ただし、ボイドスラブ等を除く。
- (3) 庁舎においては、将来、書棚や移動書架などが集中配置できる重荷重ゾーンの必要性について検討を行う。

7. 使用材料について

- (1) 使用するコンクリートの水セメント比は 55 % 以下とし、各部位の設計かぶり厚さ

は次表(口)を原則とする。ただし、水セメント比を 50 %以下とする場合の設計かぶり厚さは次表(イ)を採用できる。

表 設計かぶり厚さ

部位	設計かぶり厚さ		
	(イ)	(口)	
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内 屋外	3 cm 4 cm
	耐力壁、柱又ははり	屋内 屋外	4 cm 5 cm
			5 cm 6 cm
	壁、柱、床、はり又は基礎の立ち上がり部分		5 cm
直接土に接する部分	基礎（立ち上がり部分および捨てコンクリート部分を除く）		7 cm
			8 cm

- (2) スランプについては 15cm 以下を標準とし、十分締め固めが行える範囲でできるだけ小さい値とする。ただし、高性能 AE 減水剤や流動化剤等の混和材料を用いて施工する場合はこの限りではない。
- (3) 建築物を海岸線から 150m 以内に建設する場合のコンクリート品質等については、前述によらず JASS5 第 25 節によるものとする。
- (4) S 造の場合、原則として主要構造部に SS 材を採用しない。
- (5) 冷間成型角形鋼管を使用する場合、原則として主要構造部に STKR 材を使用しない。
- (6) 間仕切り壁等の非構造部材を補強 CB とする場合、壁厚や材料種別等については壁式構造学会基準に準拠させる。
- (7) S 造において、間仕切り壁等に補強 CB を採用しない。やむを得ず採用する場合は、地震時等の建物の変形を考慮し、補強 CB と内外壁パネル及びスラブとの接続方法を別途検討する。

8. ピロティについて

- (1) 原則としてピロティ形式は採用しない。やむを得ずピロティとする場合は、技術基準解説書付録 1-6 の設計方針を満足させる必要があるので、柱径やスパン等に注意し意匠設計を行う。

第3編 構造設計・計算

1. 参考資料の取り扱いについて

- (1) 技術基準解説書及び各種学会基準に適合させ構造計算を行う。技術基準解説書及び各種学会基準の記述に齟齬がある場合、技術基準解説書を優先する。

2. 構造計算プログラムの採用について

- (1) 構造計算プログラムは、原則として一貫計算プログラムを使用すること（2次部材等を除く）。やむを得ず非一貫計算プログラムを使用する場合は、使用プログラムのマニュアル及び計算内容、結果の概要が分かる構造計算説明書を添付すること。
- (2) 構造計算を行う場合、コンクリート強度、コンクリートのかぶり厚さ等、前編及び構造特記仕様書と齟齬がないよう注意する。

3. 荷重及び外力について

- (1) 積載荷重については、当該建築物の使用状況に応じ実情に合わせて設定するものとするが、特別な調査や資料に基づき設定する場合を除き、建築基準法施行令第85条の規定を下回る数値を採用しない。
- (2) 建築基準法施行令第85条第2項に規定する鉛直荷重の低減は原則として行わない。ただし、暴風時等で建物の転倒及び基礎の引き抜きを検討する場合は、当該規定に準じ積載荷重を減らした数値を採用し検討を行う。
- (3) 書庫、電算機室、倉庫等については、安全率を考慮し積載荷重を決定する。
- (4) 柱の設計を行う場合、原則として2方向曲げを考慮し検討を行う。
- (5) 大きな庇の取り付く梁等で梁に大きなねじれが生じる場合、別途ねじれモーメントに対する断面検討を行う。
- (6) 屋根スラブの設計においては、完成後に太陽光パネル等の設備が設置されることを想定し荷重設定を行う。この場合、屋根の構造や設置工法を適切に想定し過大な荷重とならないよう検討を行う。
- (7) 大型車両やフォークリフトが通行する床板については、別途建築構造設計基準§4.8.1を参考に検討を行う。
- (8) 杭の長さが杭径の10倍以下の場合は、杭先端地盤の支持力に、次式を乗じて支持力を低減する。
- $$\beta_2 = 0.2 + 0.08 \times (L/D)$$
- L : 杭の長さ (m)
- D : 杭の直径 (m)
- (9) 耐力の割り増しについては、「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日国営設第101号）に準じ決定するものとするが、ルート3における保有水平耐力値の割増しのみではなく、ルート1、2の場合についても地震力の割増し等を考慮して計算を行う。

4. モデル化について

- (1) ベランダ手すり壁が取り付く柱、階段踊り場受けの梁が取り付く柱について、剛域の設定や、層の追加等を行い適切にモデル化を行うこと。この場合、柱が短柱になら

ないよう注意する。

- (2) 杭工事において打ち込み工法を採用する場合、杭頭処理は杭頭カットを前提に検討を行うこととし、杭頭は基礎フーチンに杭径 1 D 以上ののみ込ませる。
- (3) 体育館及び吹き抜けのある建築物については、剛床仮定成立の可否を詳細に検討する。
- (4) 構造スリットを設ける場合、漏水や袖壁幅（施工性）を考慮し計画する。

5. 許容応力度計算について

- (1) RC 造でルート 1 を採用する場合、耐力壁や袖壁を有する構造としなければならない。

6. 許容応力度等計算について

- (1) RC 造でルート 2-2 を採用し計算を行う場合、各階の柱の半数以上に袖壁をバランス良く配置するものとする。
- (2) RC 造の場合、ルート 2-3 は採用しない。

7. 保有水平耐力計算について

- (1) 保有水平耐力時においては、基礎梁にヒンジを生じさせてはならない。
- (2) 保有水平耐力時及びメカニズム時において、柱の脆性破壊は許容しない。
- (3) 保有水平耐力時の検討においては、基礎の浮き上がりを考慮し検討を行う。ただし、連層耐震壁などで転倒モーメントによる浮き上がりによって保有水平耐力が決定される場合を除く。
- (4) RC 造及び SRC 造の場合、保有水平耐力時の層間変形角は 1/100 以下とする。

8. ピロティの取り扱いについて

- (1) RC 造の構造計算でルート 1 を採用し、かつピロティ形式を採用した場合でも、別途技術基準解説書付録 1-6 に基づく検討を行うものとする。
- (2) 単独ピロティ柱（技術基準解説書付録 1-6 に定義されているピロティ以外のピロティ柱）についても、技術基準解説書付録 1-6 付表 1-6-1 の性能を満足させること。
- (3) ピロティ階上部の壁内蔵型梁の設計については、「高層建築物の構造設計実務 6.5.5 (2)耐力壁が下階で抜け部分の上階の壁内蔵型梁の検討」に基づき設計を行うこと。

第4編 施工計画

1. RC造等におけるかぶり厚さ等に関する留意事項

- (1) RC 造等の場合、スラブに設備配管類を埋め込まない。やむを得ず一般階のスラブに配管類を埋め込む場合は、管類はスラブ上下配筋の中間に収め、配管類間のあきは 30mm 以上とする。
- (2) RC 造等の場合、壁には設備配管類を埋め込まない。やむを得ず間仕切壁に配管類を埋め込む場合は、管類は壁板内外配筋の中間に収め、配管類間のあきは 30mm 以上とする。
- (3) RC 造等の場合、柱及び梁には設備配管類を埋め込まない。やむを得ず柱及び梁に配管類を埋め込む場合は、コンクリートの耐久性のほか、構造耐力上支障がないように配管類を分散して配置するとともに、出来るだけ配管類のかぶり厚さや配管類と鉄筋とのあきを確保すること。
- (4) RC 造の壁、柱、片持ちスラブ等で目地を設ける場合、設計かぶり厚にフカシコンクリート厚さを加えたスペーサーを挿入し配筋作業を行うこと。特に、片持ちスラブ先端等でコンクリートの剥離が懸念される箇所では、かぶり厚さの管理を徹底すること。

2. レディーミクストコンクリートの品質確保について

- (1) 「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(平成 15 年 11 月 10 日付け国営建第 95 号) (以下「課長通知」という。) 及び「「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について」(平成 15 年 11 月 10 日付け国営技第 71 号) (以下「室長通知」という。) を適用することを念頭に、施工計画を立てること。

3. 暑中におけるコンクリートの取扱い

- (1) 日平均気温の平年値が 25 °Cを超える期間に打ち込むコンクリートの呼び強度は、設計基準強度 (F_c) に構造体強度補正值 (S) の 6 N/mm² を加えた値以上とする。

第5編 施工実施

1. レディーミクストコンクリートの品質管理について

- (1) 施工時においても「課長通知」及び「室長通知」を適用する。なお、荷卸し地点の単位水量測定にあたっては、「課長通知」及び「室長通知」のほか、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日付け国土交通省大臣官房技術調査課事務連絡）を参考にすること。

2. レディーミクストコンクリートの運搬について

- (1) レディーミクストコンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間の限度は、外気温が25°C未満の場合は90分、25°C以上の場合60分とする。

3. コンクリートの打込みについて

- (1) 打込みに先立ち、鉄筋のかぶり厚さ、型枠の建込みが許容差内に収まっていることや付帯設備・取付け金具および埋設物の位置が正しいことを確認する。
- (2) 壁などの厚さの薄い部材の打込みは、1回の打ち上げ高さをコンクリートが分離しない範囲とし、締め固めてほぼ水平にならした後、その上層の生コンコンクリートを打ち込む。この際、打込みは打込み区画の隅・端部より始める。
- (3) スラブ又は梁のコンクリートが、壁又は柱の生コンコンクリートと連続している場合には、壁又は柱のコンクリートを打ち込んだ後、沈みの状態を見計らってから、スラブ又は梁のコンクリートを打ち込む。
- (4) 打込み継続中における打設時間間隔の限度は、外気温が25°C未満の場合は120分、25°C以上の場合は90分とし、先に打ち込まれた再振動可能時間以内とする。
- (5) 棒形振動機は、型枠の底部まで挿入し、スイッチを入れた後にコンクリートを充填する。充填したコンクリートの全てに振動を与えられるようにゆっくり引き抜く。
- (6) 型枠振動機は下から上に向かって空気を逃がす方向に振動を与える。この時、型枠の締め付け金具が緩まないよう注意する。
- (7) 暑中においては、コンクリートの荷卸しから打込み終了までの時間の限度は、原則30分とする。

4. コンクリートの打込み後の養生について

- (1) せき板の存置期間は、原則として標準仕様書6.7.2における表6.7.1湿潤養生の期間とする。
- (2) 前項によらず、標準仕様書6.9.5に基づきせき板を取り外した場合は、コンクリート打設時から5日以上、コンクリート面が乾燥しないよう養生マット又は水密シート等で覆う方法により湿潤養生を行うこと。

5. 鋼材類の取扱い及び保管について

- (1) 現場に搬入された鉄筋、溶接金網は角材又は丸太などにより、地面から10cm以上離して置く。長期間屋外に保管する場合や海岸近くで海水の影響を受けるような場所では、シート又は仮小屋などで覆い養生する。

6. 高力ボルトの取扱いについて

- (1) 包装の完全なものを未開封状態のまま工事現場へ搬入する。受入時に、荷姿・外観・等級・径・長さ・ロット番号などをメーカーの規格品証明書（社内検査成績書）に合致し、発注時の条件を満足するものであることを確認する。
- (2) 高力ボルトは、種類、等級、径、長さ、ロット番号ごとに区分し、雨水、じんあいなどが付着せず、温度変化の少ない適切な場所に保管する。
- (3) ねじ山等に損傷がある高力ボルトは使用しない。
- (4) 一度使用したボルトは、再利用してはならない。

7. 鉄骨工事における錆止め塗装について

- (1) 次のような気象条件では塗装作業を中止する。
 - ①塗装場所の相対湿度が 85 %以上のとき。
 - ②塗装時又は塗装の乾燥前に降雨、強風、結露などによって表面に水滴、ほこりなどが付着しやすいとき。
 - ③炎天下で鋼材表面の温度が 50 °C以上と高く、塗膜に泡を生ずるおそれがあるとき。

8. 建方精度の計測について

- (1) 建方精度の計測は骨組全体、鋼製巻尺、器具の温度による変動が少なくなるような時刻に行う。また、鋼製巻尺は、使用に当たり、指定された張力で測定し、温度補正を行う。